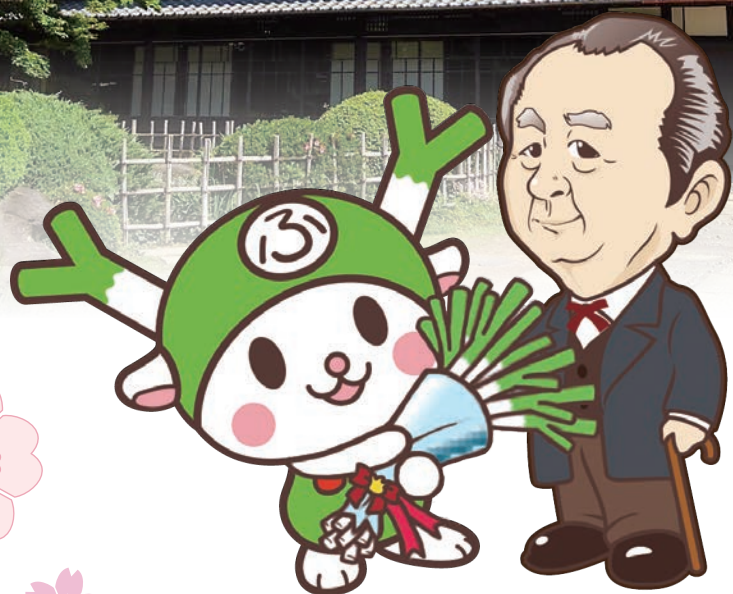


深谷市高齢者福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



旧沢沢邸「中の家」



令和6(2024)年3月
深谷市

ごあいさつ

このたび、本市における高齢者福祉施策の総合的指針として「深谷市高齢者福祉計画[令和6(2024)年度～令和8(2026)年度]」を策定いたしました。

現在、我が国では少子高齢化とともに総人口の減少が進行しており、令和5年には高齢化率が29.1%と過去最高を更新しております。本市においても高齢者人口は年々増加し、令和5年10月時点で30.2%が高齢者となっております。



このような高齢化の進展の中で、ひとり暮らし高齢者の増加、人々の生活様式や価値観の多様化、また、近年の物価高騰など様々な要因により、高齢者の抱える生活上の問題やニーズも複雑化しており、高齢者の生活をどのように支えていくかが重要な課題となっております。

本計画では、「住み慣れた地域で ともにいきいきと暮らせるまち ふかや」を基本理念に掲げ、高齢者が自分らしい暮らしを住み慣れた地域で、最後まで送り続けることができるよう、高齢者一人ひとりが、心身の状態や生活状況に応じて、必要な支援を受けられる環境を整備してまいります。また、高齢者が地域や家庭において役割を見つけ、生きがいをもって活躍できる場を提供するとともに、健康を維持し活発に地域交流活動を行えるよう支援してまいります。

令和6年7月から新たな一万円札の肖像となる郷土の偉人、渋沢栄一翁は多くの企業の育成のほか、社会公共事業にも尽力しました。栄一翁の精神を胸に、今後とも、地域情勢や高齢者のニーズ状況等の把握に努め、高齢者福祉施策を推進してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重な御意見や御提言をいただきました深谷市高齢者保健福祉委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力をいただきました市民の皆様、関係団体及び関係機関の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

深谷市長

小島 進

目 次

第1章 高齢者福祉計画とは 1

第1節 計画の策定にあたって	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の策定体制	3
(1) 深谷市高齢者保健福祉委員会による審議	3
(2) 市役所庁内における検討	3
(3) 市民アンケート調査などによる意見聴取	3

第2章 これまでの取組 4

第1節 深谷市高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)の取組	4
第2節 深谷市高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)の振り返り	5
(1) 基本目標1 高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備します	5
(2) 基本目標2 高齢者の介護予防と社会参加を促進します	6

第3章 高齢者が住みやすいまちづくりに向けて 8

第1節 深谷市における高齢者施策の理念	8
第2節 深谷市が目指す高齢者施策のあり方	8
基本目標1 高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備します	8
基本目標2 高齢者の介護予防と社会参加を促進します	8
第3節 計画の体系	9

第4章 深谷市の取組 10

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備します	10
施策1 高齢者福祉サービスの充実	11



施策2	相談支援体制の充実	14
施策3	認知症施策の推進	18
施策4	権利擁護の推進	21
施策5	暮らしやすい環境の整備	25
基本目標2	高齢者の介護予防と社会参加を促進します	29
施策1	健康づくり・介護予防の推進	30
施策2	地域の交流活動・社会参加への支援	33

第5章 地域支援事業 38

第1節	地域支援事業の概要	38
第2節	地域支援事業の実施	39

第6章 計画の推進 41

第1節	高齢者福祉施策の総合的な推進のための体制づくり	41
(1)	庁内連携の強化	41
(2)	社会福祉協議会との連携	41
(3)	関係機関、関係団体及び事業者との連携強化	41
第2節	計画の点検と評価	41

第7章 資料編 42

第1節	計画の策定経過	42
第2節	市民アンケートの結果（概要）	43
第3節	統計データ	48
第4節	深谷市高齢者保健福祉委員会設置条例	51
第5節	深谷市高齢者保健福祉委員会委員名簿	53



第1章 高齢者福祉計画とは

第1節 計画の策定にあたって

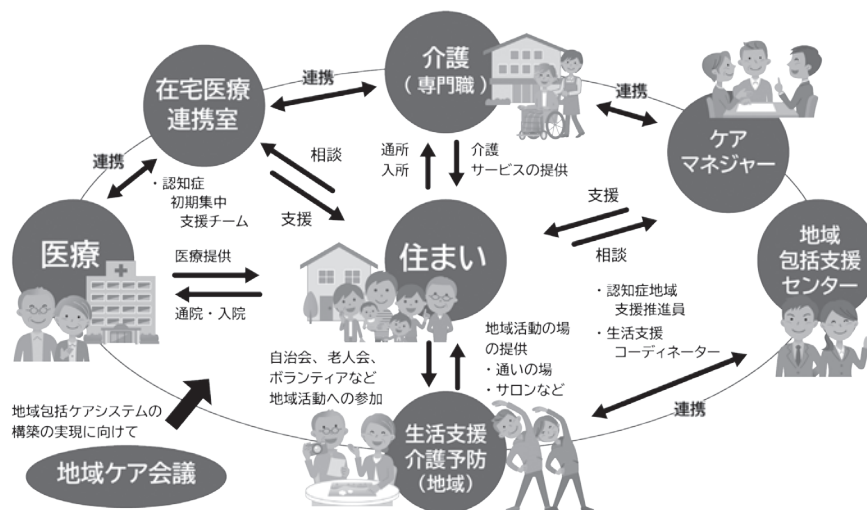
我が国では超高齢社会が急速に進行しており、内閣府「令和5年版高齢社会白書」によると、令和4年10月1日現在、65歳以上人口（高齢者人口）は3,624万人、総人口に占める割合（高齢化率）も29.0%となっています。

「団塊の世代」¹が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年の高齢者人口は3,653万人に達し、令和25年に3,953万人となりピークを迎えることが見込まれるほか、平均寿命は年々上昇傾向にあることから、「人生100年時代」の到来に向けた検討が各省庁で進められています。高齢化率も上昇を続け、令和19年には国民の3人に1人以上が高齢者となるが見込まれています。

本市では「住み慣れた地域で ともにいきいきと暮らせるまち ふかや」を基本理念とする「深谷市高齢者福祉計画」を令和3年3月に策定しました。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」のさらなる充実に向けて各事業に取り組んできました。

この度策定する新たな「深谷市高齢者福祉計画」は、国の動向等を踏まえながら、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、各種サービスの充実と環境の整備を推進していくことを目的として策定するものです。

地域包括ケアシステムのイメージ

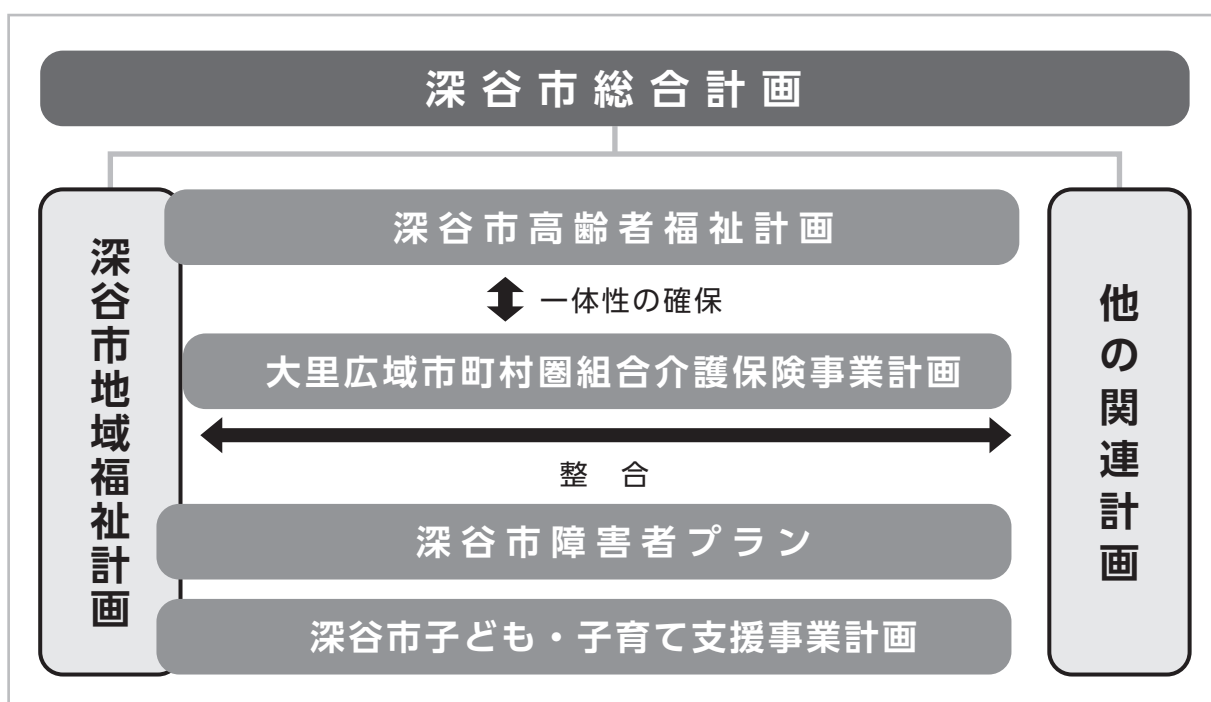


¹ 第二次世界大戦後、第一次ベビーブームの昭和22(1947)年～昭和24(1949)年に生まれた世代。現在最も多い世代人口となっている。

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけられる、本市における高齢者福祉施策の総合的指針であり、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」である「大里広域市町村圏組合介護保険事業計画」^(注)と一体性を持たせたものとなっています。

また、本計画は「第2次深谷市総合計画」を上位計画としており、「深谷市地域福祉計画」、「深谷市障害者プラン」や、「深谷市健康づくり計画」などの他の関連計画との整合を図って策定しています。



(注) 「大里広域市町村圏組合介護保険事業計画」は、熊谷市、深谷市及び寄居町で構成される大里広域市町村圏組合において策定します。大里広域市町村圏組合では、熊谷市、深谷市及び寄居町と連携しながら介護保険事業を実施しています。

第3節 計画の期間

本計画の期間は「大里広域市町村圏組合第9期介護保険事業計画」と一体的に策定するため、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年と定めます。

第4節 計画の策定体制

(1) 深谷市高齢者保健福祉委員会による審議

介護保険被保険者を代表する者、関係団体の代表者、介護保険事業所の代表者及び関係行政機関の職員で構成される深谷市高齢者保健福祉委員会において、市が実施する事業や計画について審議しました。

(2) 市役所庁内における検討

庁内の関係各課において、計画策定にあたり必要な検討・協議を行いました。

(3) 市民アンケート調査などによる意見聴取

市民の意見を反映させるため、『深谷市高齢者福祉計画』策定のための高齢者に関するアンケート²を実施しました。また、パブリックコメント²による市民の意見聴取を行いました。



² 公的な機関が、制度等を制定する際に広く公に意見、情報、改善案を求める手続きのこと。

第2章 これまでの取組

第1節 深谷市高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)の取組

本市では令和3年度から令和5年度の高齢者福祉施策として、2つの基本目標と8つの施策を定め、様々な取組を進めてきました。

基本目標1 | 高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備します

- 施策1 高齢者サービスの充実
- 施策2 相談・見守り体制の充実
- 施策3 権利擁護の推進
- 施策4 生活環境・支援体制整備

基本目標2 | 高齢者の介護予防と社会参加を促進します

- 施策1 健康づくり・介護予防の推進
- 施策2 認知症施策の推進
- 施策3 地域の交流活動の支援
- 施策4 就労機会の提供

第2節 深谷市高齢者福祉計画(令和3年度～令和5年度)の振り返り

(1) 基本目標1 高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備します

■施策1 高齢者サービスの充実

高齢者の生活支援として、高齢者配食サービスや有償家事援助サービス、福祉タクシー利用料金助成など、様々な事業を実施しました。また、支援を必要とする高齢者に対し、サービスの利用につなげており、いずれの事業も概ね順調に実施することができました。

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者配食サービスにより、 安否確認できた件数	33,272件	37,498件	38,198件
福祉タクシー利用券の交付を 受けた人数	681人	700人	703人

※令和2年度の実績は、令和3年度～令和5年度の本計画策定前の状況を表すものとして参考に記載しています。以下、この節において同じ。

■施策2 相談・見守り体制の充実

地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族等からの相談に対応しました。また、個々のケースに応じた支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、見守り体制の充実に努めることができました。いずれの事業も概ね順調に実施することができました。

■施策３ 権利擁護の推進

高齢者の増加に伴い、高齢者の権利や財産を守る制度である成年後見制度の重要性が高まっています。深谷市社会福祉協議会内に設置している「成年後見サポートセンター」を中核機関として、成年後見制度に関する相談や普及啓発、市民後見人の育成などに取り組みました。また、高齢者虐待が疑われる事案の発生を想定し、高齢者虐待対応専門員研修の受講などを通じて虐待対応の体制整備を図りました。しかし、成年後見制度については、制度の名前も内容も知っている市民の割合が低下しており、制度の周知に課題が残りました。

指 標	令和２年度	令和５年度
成年後見制度の名前も内容も知っている市民の割合 ※本計画策定のための市民アンケートより	29.3%	26.2%

■施策４ 生活環境・支援体制整備

高齢者住宅改修費補助や移動販売車の運行支援などを実施し、高齢者が安心して暮らし続けられる環境づくりを進めました。また、高齢者のニーズに合った生活支援等サービスの利用に向け、生活支援コーディネーターを配置するなど、住民主体の地域づくりを支援しました。いずれの事業も概ね順調に実施することができました。

(２)基本目標２ 高齢者の介護予防と社会参加を促進します

■施策１ 健康づくり・介護予防の推進

介護予防教室や深谷ふっかつ体操など、高齢者の健康づくり・介護予防のための事業を実施しました。ほとんどの事業を順調に実施することができ、介護予防に取り組んでいる市民の割合が大きく向上しました。

指 標	令和２年度	令和５年度
介護予防に取り組んでいる市民の割合 ※本計画策定のための市民アンケートより	30.5%	46.5%

■施策2 認知症施策の推進

認知症サポーターの養成や認知症地域支援推進員の配置など、地域で認知症の人やその家族を見守り支える体制づくりを進めてきました。また、認知症の人の徘徊に備え、おでかけ見守りシールの配布や徘徊高齢者等探索システムの貸与などを行いました。いずれの事業も概ね順調に実施することができました。

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症サポーター養成講座 累計参加者数	9,726人	9,925人	10,273人

■施策3 地域の交流活動の支援

老人クラブやボランティアなど高齢者が活動主体となって取り組む様々な地域活動を支援しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、敬老会やシニアの交流事業などの一部事業ではイベントが中止となりましたが、感染症対策を講じるなどにより、概ね順調に実施することができました。

指 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
シニアの交流事業の実施回数	9回	9回	7回

■施策4 就労機会の提供

シルバー人材センターを通じて高齢者に対し軽作業を紹介するなど、高齢者の就労を支援しました。また、キャリアカウンセリングやセミナーを開催するなど、シニア世代の就業を支援し、いずれの事業も概ね順調に実施することができました。

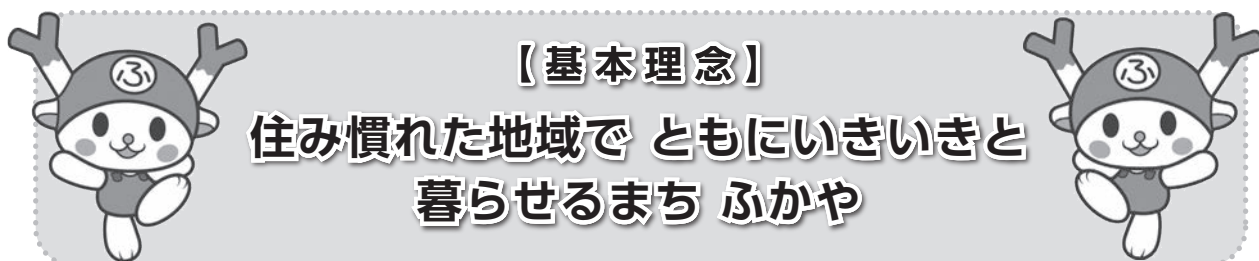
第3章 高齢者が住みやすいまちづくりに向けて

第1節 深谷市における高齢者施策の理念

「第2次深谷市総合計画」では、将来都市像「元気と笑顔の生産地 ふかや」、後期基本計画の基本方針「誰一人取り残さない みんながうれしい ふかや」を掲げています。また、子育て・保健・福祉のまちのイメージとして「健康でいきいきと暮らせるまち」を示しています。この中では、5年後の目指す姿として「高齢者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、安心していつまでもいきいきと自分らしい暮らしを続けることができます。」を掲げています。

総合計画で目指す高齢者の暮らしを実現するため、高齢者一人ひとりが、心身の状態や生活状況に応じて、必要な支援を受けられる環境の整備や、すべての市民が地域や家庭において役割を見つけ、生きがいをもって活躍できる場があることが重要です。

本計画では、高齢者が深谷市において、自分らしい暮らしを最後まで送り続けることができるよう、まちづくりを進めていく上で、基本理念を以下のように定めます。



第2節 深谷市が目指す高齢者施策のあり方

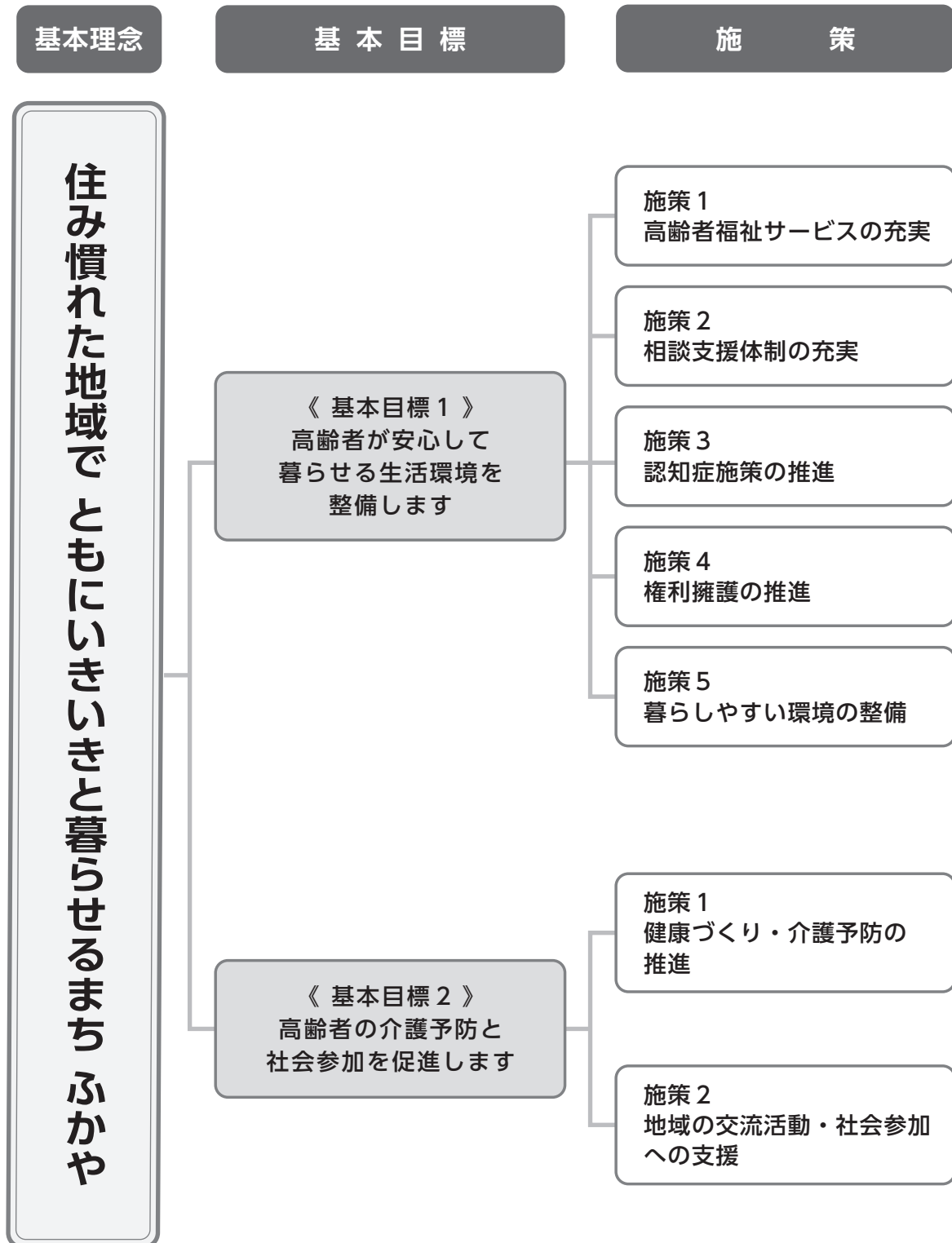
基本目標1 高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備します

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護サービスだけでなく、相談、見守り、権利擁護などの支援、災害・感染症対策など、在宅生活を継続するための施策の充実が必要です。地域住民、NPO法人、ボランティア、福祉団体、民間事業者などの多様な事業主体による重層的な支援体制を構築し、地域で高齢者の生活を支えます。

基本目標2 高齢者の介護予防と社会参加を促進します

高齢者が自分らしい生き方を続けていくためには、心身の健康を維持してだけでなく、地域とのつながりを保ち続けることが大切です。保健事業と介護予防の連携の強化を図るとともに、生きがい活動の場の提供、社会参加の促進を図るなど、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる環境を整備します。

第3節 計画の体系



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4章 深谷市の取組

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備します

【施策ごとの指標】

施策	指標	内 容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
施策1 高齢者福祉 サービスの 充実	75歳以上の 要介護・要支援 認定率	75歳以上の市民のうち、要介護・ 要支援認定を受けた市民の割合 ※総合計画まちづくり指標	28.1% (R5.11現在)	28.2%
施策2 相談支援体制 の充実	地域包括支援セン ターを知っている 高齢者の割合	「住んでいる地域の地域包括支援 センターを知っている」と回答した 65歳以上の市民の割合 ※大里広域市町村圏組合が実施する介護 予防・日常生活圏域ニーズ調査より	27.8%	30.8%
施策3 認知症施策 の推進	認知症サポーター 養成講座参加者数	認知症サポーター養成講座の 累計参加者数	10,623人 (見込み)	11,523人
施策4 権利擁護 の推進	成年後見制度の名 前も内容も知って いる高齢者の割合	成年後見制度の「名前も内容も 知っている」と回答した65歳以上 の市民の割合 ※本計画策定のための市民アンケートより	26.2%	30.0%
施策5 暮らしやすい 環境の整備	高齢者住宅改修費 補助を受けた人数	要介護・要支援認定を受けていない 65歳以上の市民を対象とした 住宅改修費の補助件数	35件 (見込み)	35件



■施策1 高齢者福祉サービスの充実

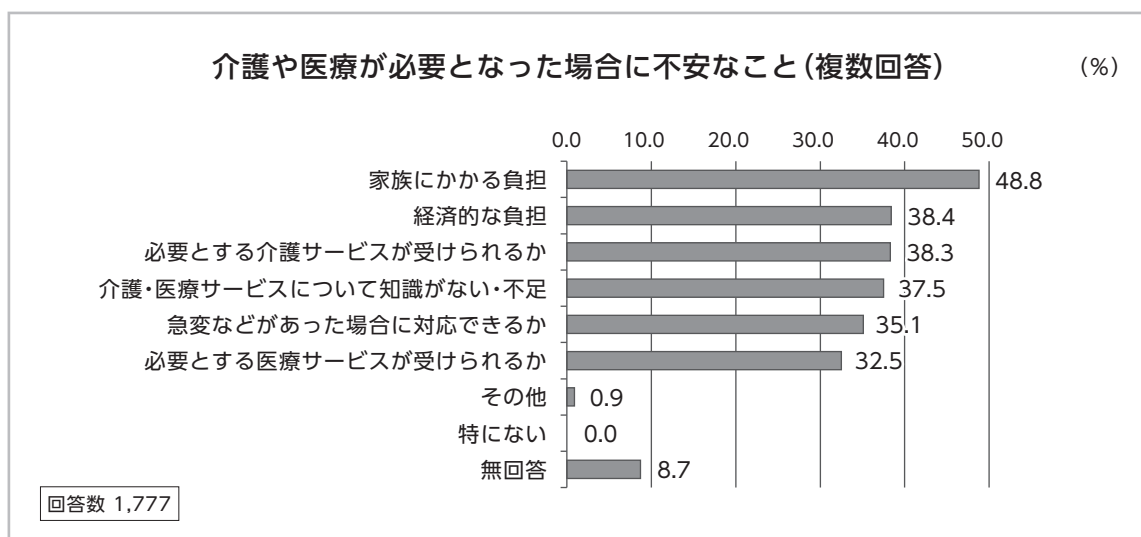
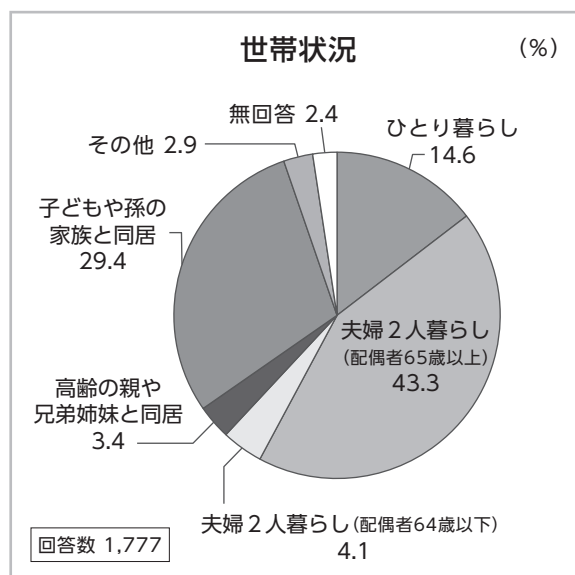
【現状と課題】

世帯状況のアンケート結果では、「ひとり暮らし」が14.6%、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が43.3%となっています。

本市では高齢化が進行しており、今後もひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加していくことが見込まれます。

また、医療や介護が必要となった場合の不安として「家族にかかる負担」や「経済的な負担」、「必要とする介護サービスが受けられるか」などが上位となっています。

高齢者本人やその家族の精神的、経済的負担を軽減しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができる環境の整備に向けて、多様な事業主体が連携した支援体制の構築が不可欠です。



【取組の方向性】

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを進めます。民間事業者やボランティアの協力も得ながら、多様なサービスの確保に向けた取組を進めていきます。

【深谷市の取組】

◆高齢者福祉サービスの充実

①緊急通報システム(担当:長寿福祉課)

慢性的な病気により常時見守りが必要な高齢者宅に緊急通報装置を設置し、24時間体制で緊急対応が可能なサービスを提供します。



②おむつサービス(担当:長寿福祉課)

月に1回、市の委託する専門業者が、高齢者の自宅等におむつを配達するとともに、購入費の一部を市が負担します。

③高齢者配食サービス★(担当:長寿福祉課)

在宅のひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行います。



④交通安全杖の支給(担当:社会福祉協議会)

交通安全を目的として、歩行の際に杖を必要とする高齢者に歩行者用の杖を支給します。

⑤有償家事援助サービス(担当:社会福祉協議会)

地域住民同士の助け合い活動として、協力会員が食事の支度、ゴミ出し、部屋の掃除、洗濯、買い物などの日常の家事援助を行います。



(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。

⑥寝具洗濯乾燥消毒サービス(担当:社会福祉協議会)

居宅において寝具の衛生管理が困難な寝たきり高齢者等に対し、寝具の水洗い及び乾燥消毒サービスを行います。

**⑦訪問理美容サービス(担当:社会福祉協議会)**

理容院または美容院へ行くことが困難な寝たきり高齢者等に対し、理容師または美容師が自宅を訪問し、理容または美容サービスを提供します。

⑧経済的負担の軽減(担当:長寿福祉課)

低所得者に対して、介護保険サービスの利用に係る経済的な負担を軽減します。

- 介護保険等自己負担額助成
- ホームヘルパー利用者負担軽減措置
- 社会福祉法人等利用負担軽減助成

⑨介護保険給付サービス(担当:長寿福祉課)

介護保険給付サービスの詳細については、本計画とは別に、大里広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」で定めています。

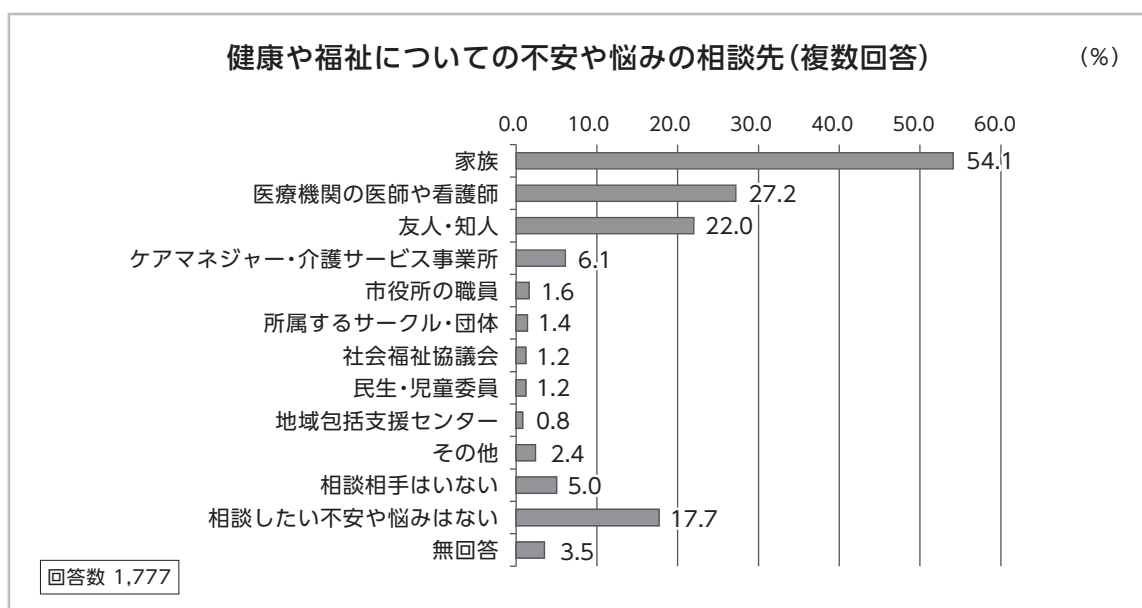
■施策２ 相談支援体制の充実

【現状と課題】

生活様式や価値観の多様化、人口構造の変化などにより、寄せられる相談内容も多様化、複雑化しています。「ダブルケア³」や「親亡き後⁴」、「8050問題⁵」など高齢者福祉分野単独では解決しにくい生活課題を抱える人も多く、既存の福祉制度では十分なサポートができないケースもあります。困りごとを抱える高齢者一人ひとりに寄り添った柔軟な対応が求められ、適切な支援機関に円滑につなげるなどの対応が必要です。

アンケート結果をみると、健康や福祉についての不安や悩みの相談先について、「家族」が54.1%で最も多くなっています。一方で、「相談相手はいない」は5.0%となっています。

本市では、高齢者からの相談に対応する機関として、6か所に地域包括支援センターを設置しています。引き続き地域包括支援センターを核としながら、市民がアクセスしやすい相談体制の整備を進めていく必要があります。



³ 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

⁴ 親を亡くした障害のある子の生活支援や財産管理といった様々な問題のこと。

⁵ 高齢の親とその子どもの世帯が、収入が途絶えたり、病気になったり、介護が必要な状態になったりするなど複合的な問題を抱えることで、孤立・困窮してしまうという問題のこと。「80歳代の親と50歳代のひきこもりの子どもが同居している」といった状況から呼ばれている。

【取組の方向性】

支援機関同士が連携しながら、多様化・複雑化する生活課題に対し、きめ細かく対応します。家族介護者を含むすべてのケアラー⁶が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる環境づくりを支援します。

また、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の整備など、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた取組を推進します。

【深谷市の取組】

◆相談支援体制の充実

①地域包括支援センターでの総合相談支援★
(担当:長寿福祉課)

地域包括支援センターにおいて、介護をはじめ、権利擁護、健康、福祉、医療、生活に関する様々な相談に対応します。また、地域包括支援センターの市民への周知を図ります。

②家族介護者教室(ケアラー支援)の開催★
(担当:長寿福祉課)

介護をしている人に対し、適切な介護知識やサービスの利用方法などの情報提供を行います。

③家族のつどい(ケアラー支援)の開催★
(担当:長寿福祉課)

介護をしている人が、不安や心配事などを共有できる仲間づくりができるよう支援します。



④地域ケア会議の開催★(担当:長寿福祉課)

専門職とともに自立支援に向けた個別事例の検討を行い、個別課題の解決方法を学び、支援者同士のネットワーク構築をするほか、地域課題の抽出及び解決に向けた検討、政策提言を行います。

(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。

⁶ 高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者のこと。(埼玉県ケアラー支援条例第2条より)

⑤医療・介護連携の推進★(担当:長寿福祉課)

ICTを活用し、医療と介護の関係者の連携を推進するとともに、ACP(人生会議)⁷の普及啓発に取り組みます。



⑥深谷寄居在宅医療連携室での相談支援★(担当:長寿福祉課)

深谷寄居在宅医療連携室において、高齢者や医療・介護の関係者からの在宅医療についての相談に応じるとともに、関係者間の連携を支援します。



⑦生活支援体制整備事業の推進★(担当:長寿福祉課)

住民主体の活動をはじめとした多様な主体によるサービス(地域資源)の充実に向けて、生活支援コーディネーターが地域づくりを支援します。また、これらの地域資源情報を集約し、Webサイト等で情報を公開します。



(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。

⁷ アドバンス・ケア・プランニングの略。人生の最終段階をどのように生きるかについて、家族や大切な人たち、医療スタッフなどと話し合うプロセスのこと。

⑧ 包括的な相談支援体制の整備(担当:福祉政策課)

複合的な問題を抱え、どこに相談してよいかわからない市民に対し、関係機関等と相談者をつなぐ「ふくしの窓口」を設置します。

ふくしの窓口(深谷市福祉総合相談窓口)

ダブルケアや8050問題、引きこもりなどの複合的な課題を抱える市民からの相談に対し、関係機関等と相談者をつなぐ窓口を設置し、課題の解決に向けて、福祉サービスのコーディネートを行いながら、伴走型の支援を実施します。

深谷市生活困窮者自立相談支援窓口をベースに、庁内関係各課と、外部関係機関との連携ネットワークを構築することで、市民にわかりやすい伴走型の支援ができる相談窓口を目指しています。

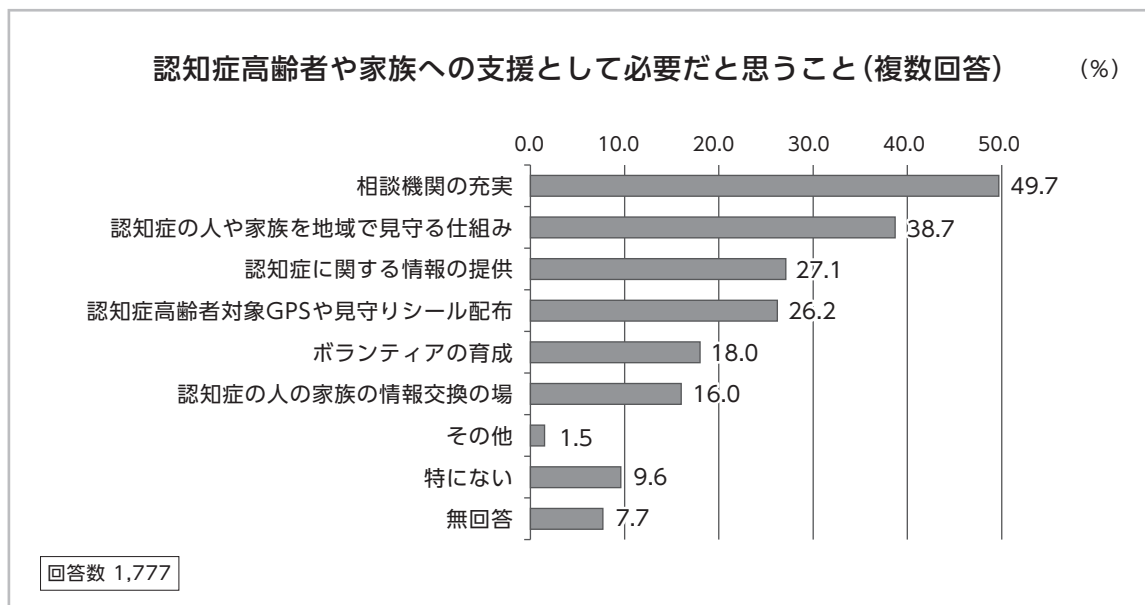


■施策3 認知症施策の推進

【現状と課題】

認知症患者数は全国的に増加傾向が続いており、令和7年には700万人を超えるとの推計も公表されています。これまでの認知症施策は、令和元年6月に閣議決定された「認知症施策推進大綱」に基づいており、「共生」と「予防」を車の両輪として進められてきました。令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的に据えています。

アンケート結果では、認知症の人や家族への支援として必要なこととして、「相談機関の充実」（49.7％）が最も多く、次いで「認知症の人や家族を地域で見守る仕組み」（38.7％）、「認知症に関する情報の提供」（27.1％）などが続いています。認知症は本人だけではなく、介護する家族にとっても大きな負担となることから、高齢者だけではなく、すべての市民が認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族へ必要な支援が提供できるよう地域共生社会の実現に向けた取組を進めることが必要です。



【取組の方向性】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めるため、認知症に対する正しい理解を普及するとともに、地域における見守りを充実させます。

また、認知症の疑いがある人に早期に気づき、本人が安心して暮らせるよう支援するため、地域の関係機関との連携を図ります。

【深谷市の取組】

◆認知症施策の推進

①認知症地域支援推進員の配置★

(担当:長寿福祉課)

認知症地域支援推進員が、認知症に関する相談支援や、認知症の人を支える体制づくりのほか、認知症に関する正しい知識の普及啓発などを行います。

認知症にやさしい深谷市をめざして



認知症に関するご相談は市内の地域包括支援センターでお受けします



②認知症サポーター養成講座の開催★

(担当:長寿福祉課)

認知症についての正しい知識、接し方などについて学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。

③チームオレンジの育成支援★(担当:長寿福祉課)

認知症サポーターからさらに一歩進み、認知症の人の困りごとのお手伝いや見守り、話し相手などを行うボランティアチームである「チームオレンジ」の育成を支援します。



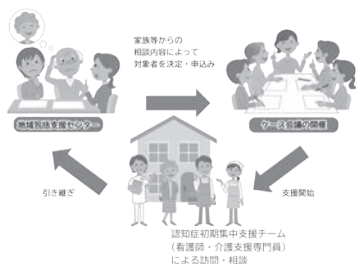
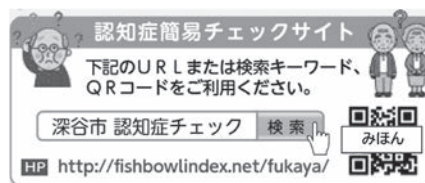
④認知症カフェの活動支援★(担当:長寿福祉課)

認知症の人とその家族が気軽に集える場として、認知症カフェの活動を支援します。

(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。

⑤ 認知症簡易チェックシステムの活用促進★(担当:長寿福祉課)

スマートフォン等を使用し、気軽に認知症のリスクをチェックできるシステムの活用を促進します。



⑥ 認知症初期集中支援チームによる支援★(担当:長寿福祉課)

認知症初期集中支援チームが、認知症の人やその家族に対し、早期診断、早期対応に向けた支援を行います。

⑦ 家族のつどい(ケアラー支援)の開催★【再掲】(担当:長寿福祉課)

介護をしている人が、不安や心配事などを共有できる仲間づくりができるよう支援します。



⑧ おでかけ見守りシールの交付(担当:長寿福祉課)

認知症の高齢者に対し、徘徊している高齢者を発見した人がスマートフォン等で読み取ることで、登録先の親族等へ通知が届くQRコード付きシールを交付し、見守りや早期発見、事故防止につなげます。

⑨ 徘徊高齢者等探索システム★(担当:長寿福祉課)

認知症の高齢者などが位置情報を発信する端末機を所持することにより、行方がわからなくなった時に、家族による高齢者の早期発見につなげます。



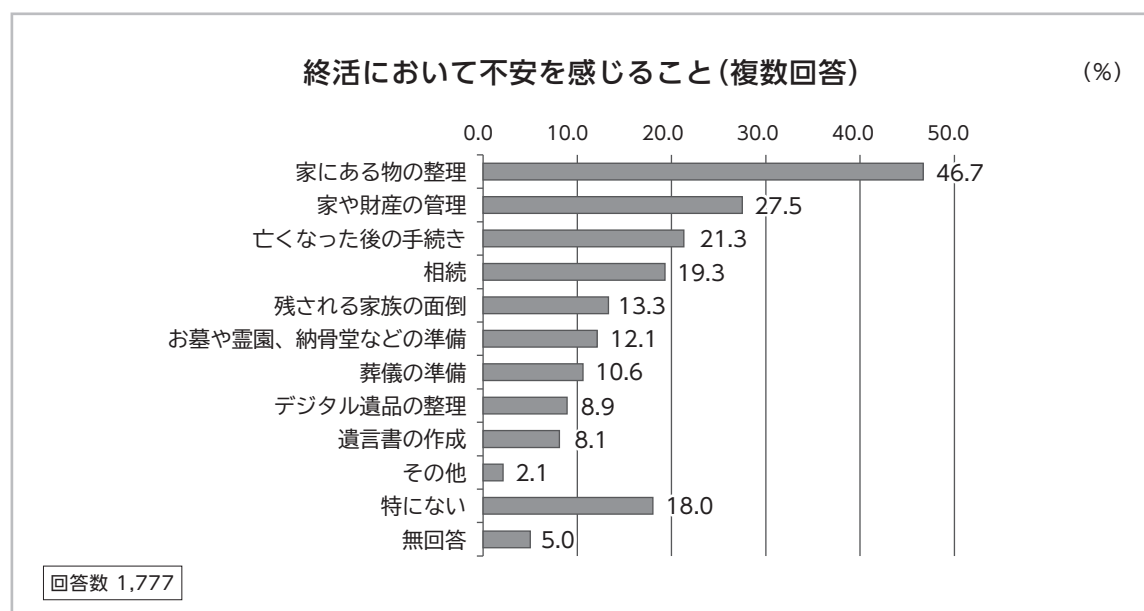
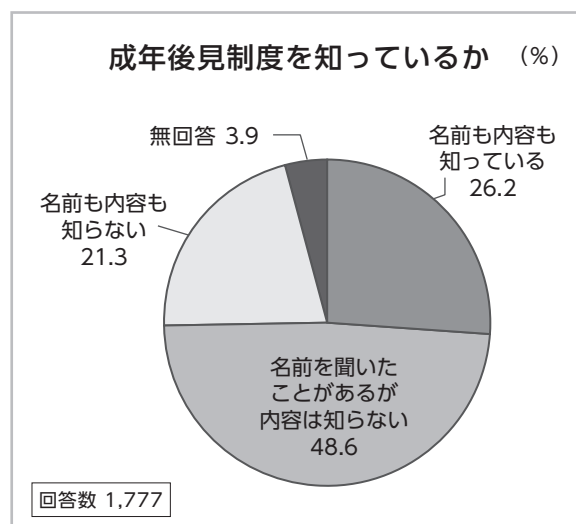
(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。

■施策4 権利擁護の推進

【現状と課題】

高齢者の増加に伴って、認知症などにより判断能力が十分でない人は全国的に増加傾向にあります。そうした人の権利や財産を守るため、成年後見制度が整備されており、厚生労働省でも①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等、③司法による権利擁護支援などを身近なものにする仕組みづくり、を基本的な考え方とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を令和4年3月に策定しました。

アンケート結果をみると、成年後見制度の「名前も内容も知っている」は26.2%となっています。また、終活において不安を感じることで、「家にある物の整理」が46.7%と最も多くなっているほか、「家や財産の管理」、「亡くなった後の手続き」が上位となっています。



成年後見制度のみならず、埼玉県社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)」なども利用しながら、最後まですべての人が安心して暮らし続けられる生活環境を整える必要があります。

また、厚生労働省の調査によると、高齢者虐待の相談件数・通報件数、判断件数はともに増加傾向が続いています。家庭内・施設内における虐待は外部から気づきにくく、発見が遅れるケースも少なくありません。高齢者本人の保護はもちろんのこと、在宅で介護を行う家族などの心理的負担の軽減が必要です。

【取組の方向性】

「深谷市成年後見制度利用促進基本計画（令和2年3月策定）」に沿って、成年後見制度の認知度拡大を図るとともに、制度が必要な人を適切に利用へつなげられるよう支援します。

また、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、虐待が疑われるケース等に対する早期対応や再発防止に向けた支援を行います。

【深谷市の取組】

◆権利擁護の推進

①成年後見制度の利用促進（担当：長寿福祉課）

認知症などにより判断能力が不十分な人の財産管理や福祉サービスなどの契約締結を支援するため、成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度利用促進のための「中核機関」である成年後見サポートセンター（社会福祉協議会内）において、成年後見制度に関する相談対応や普及啓発、市民後見人⁸の育成などに取り組みます。



②高齢者虐待対応の体制整備（担当：長寿福祉課）

高齢者虐待相談窓口において、24時間体制で市民や関係機関、団体などからの高齢者虐待の通報に対応し、解決への支援を行います。

⁸ 親族以外の市民による成年後見人などで、市町村などが実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた、社会貢献への意識が高い一般市民で、家庭裁判所により成年後見人などとして選任された人のこと。

③保護を要する高齢者の受入れ支援(担当:長寿福祉課)

おおむね65歳以上の環境上及び経済的な理由で在宅生活が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者の心身の健康や安定した生活を保つことを目的として養護老人ホームなどへの入所措置を行います。

なお、措置入所以外で比較的安価に利用できる施設として、軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)⁹があります。

		令和5年度	令和8年度 (見込み)
養護老人ホーム	施設数	2施設	2施設
	入所定員	190人	190人
軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)	施設数	2施設	1施設
	入所定員	100人	52人

老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームについては、介護保険事業者により多数の事業所が設置・運営されていることから、老人福祉法に基づく利用の措置を取る必要が生じた場合には、当該事業所を利用できるよう調整します。

また、老人介護支援センター¹⁰については、介護保険法に基づく地域包括支援センター(6か所)により、その機能を代替・補完することで対応します。

老人居宅生活支援事業¹¹については、介護保険事業者により多数の事業所が設置・運営されていることから、老人福祉法に基づく利用の措置をとる必要が生じた場合には、当該事業所を利用できるように調整します。

⁹ 60歳以上で、家庭環境、住宅事情、経済的事情などの理由により、居宅において生活することが困難な人が入所できる施設。

¹⁰ 在宅の高齢者やその家族が必要とする様々な福祉サービスが受けられるよう相談に応じ、助言や連絡調整を行う機関のこと。(老人福祉法第20条の7の2)

¹¹ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業のこと。(老人福祉法第5条の2)

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」といいます。)を家庭裁判所が選任し、対象者を法的に支援する制度です。大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあり、それぞれ支援を必要とする人の状況や意向に合わせて支援内容を選択できるようになっています。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

(1) 法定後見制度

既に判断能力が不十分と判断されるときに、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

後見、保佐、補助の3つの類型により後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。選任される後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が就任する法人後見、身近な地域の市民が就任する市民後見人などに分類されます。

【 後見、保佐、補助の違い 】

	後 見	保 佐	補 助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代 理 権	すべての法律行為 (本人の同意は不要)		申立により裁判所が定める特定の法律行為
同意権・取消権	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等) 以外の法律行為	法律上定められた重要な行為のほか申立により裁判所が定める行為	申立により裁判所が定める特定の行為

代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限。

同意権：本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限。

取消権：本人が後見人の同意を得ないで重要な財産行為に関する行為等を行った場合、後見人がその行為を無効なものとして現状に戻す権限。

(2) 任意後見制度

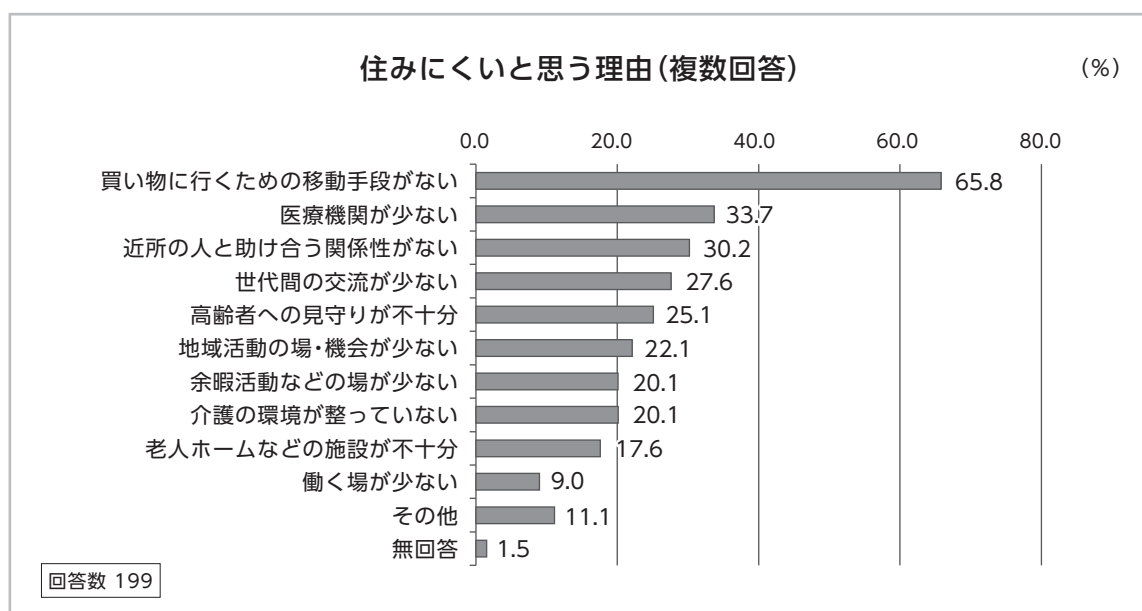
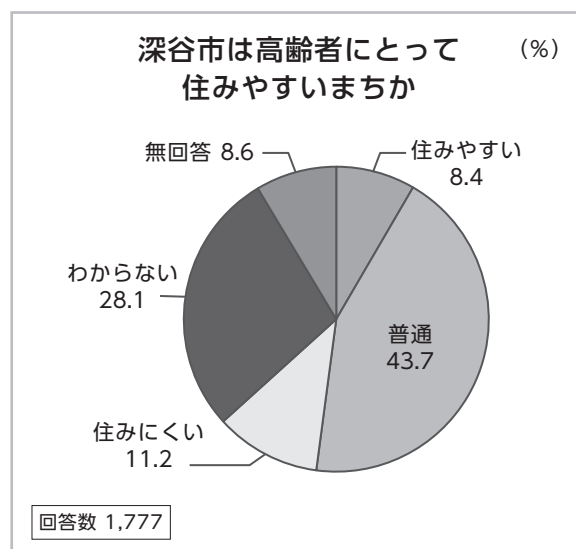
本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に、四親等内の親族や任意後見受任者等が申立を行い、任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

■施策5 暮らしやすい環境の整備

【現状と課題】

高齢化の進行により、住環境や移動手段など、生活上で様々な不便を感じる高齢者が多くなっています。手すりやスロープなどの住宅設備の整備は、在宅生活の継続に不可欠です。また、近年は高齢者による自動車運転事故が社会問題の一つとなり、運転に不安を感じて運転免許証を自主返納する高齢者が増加していく見込みであることから、移動手段の確保のみならず、高齢者の生活を支えるという観点から、必要な施策についてその持続可能性を含めて検討していく段階にあると言えます。

アンケート結果をみると、深谷市が高齢者にとって「住みやすい」と回答した人は8.4%と、「住みにくい」(11.2%)を下回る結果となっています。住みにくいと思う理由として、「買い物に行くための移動手段がない」(65.8%)が最も多くなっています。



【取組の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住環境の改善、交通弱者や買い物困難者への支援、災害や感染症対策の体制整備などに取り組めます。

【深谷市の取組】

◆暮らしやすい環境の整備

① 高齢者住宅改修費補助(担当:長寿福祉課)

介護保険の要介護・要支援認定を持たない高齢者が、自宅において転倒などにより要介護・要支援状態にならないよう、住宅改修を行う高齢者に対し補助金を交付します。

② 福祉タクシー利用料金助成 (担当:長寿福祉課)

高齢者の日常生活の利便性向上を目的として、タクシー利用料金の一部を市が負担します。



③ ねたきり高齢者等移動支援(担当:長寿福祉課)

ストレッチャー(寝台)が必要な高齢者の移動支援として、市の指定する業者のストレッチャー専用車両による移動サービスの利用料金の一部を市が負担します。

④ 福祉車両の貸出し (担当:社会福祉協議会)

車椅子を載せられる車両の貸出しを行います。必要に応じて運転ボランティアの派遣を行います。



⑤ コミュニティバスの運行 (担当:都市計画課)

コミュニティバス「くるリン(定時定路線・デマンドバス)」を運行します。

⑥ 買い物困難者への支援★ (担当:長寿福祉課)

移動販売車の運行支援など、食料品等の日常の買い物が困難な高齢者に対する支援を行います。



⑦ 思いやり駐車場制度の実施(担当:障害福祉課)

要介護状態の方や障害のある方、妊産婦の方など、歩行が困難な人が利用しやすい駐車区画を定める「埼玉県思いやり駐車場制度」について、対象となる市民に利用者証を交付するとともに、周知及び普及啓発を図ります。

⑧ 交通安全意識の啓発(担当:道路管理課)

交通事故を防止するため、高齢者が多く集まる場所を訪問し、高齢者に多発している事故の傾向などを伝え、事故防止を呼びかけます。

⑨ 救急医療情報キットの配布 (担当:長寿福祉課)

救急時に役立つ情報カードなどを保管容器に入れて冷蔵庫内等に準備し、在宅時の救急対応として救急隊員などが活用する「救急医療情報キット」を配付します。



⑩ ひとり暮らし高齢者の安否確認(担当:社会福祉協議会)

毎月1回、民生委員・児童委員がひとり暮らし高齢者でサービスを希望する人に飲み物を配達し、高齢者の安否確認を行います。

⑪ 見守りネットワークの構築(担当:福祉政策課)

自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターに加え、地域住民や民間企業との連携・情報共有を行います。

また、電気やガス、配達事業など高齢者宅に訪問機会のある民間事業者と本市で「深谷市見守りネットワークに関する協定」を締結します。民間事業者の協力を得て、日頃の業務の中で見守り活動を行います。

(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。

⑫ 地域支え合いマップの更新
(担当:福祉政策課)

地域の支え合いマップの更新を支援し、地域における見守りの仕組みをつくります。



⑬ 災害や感染症対策の体制整備
(担当:総務防災課・保健センター)

災害時には、家族や自主防災組織などが連携し、避難行動要支援者名簿なども活用し、早めの避難支援に努めます。

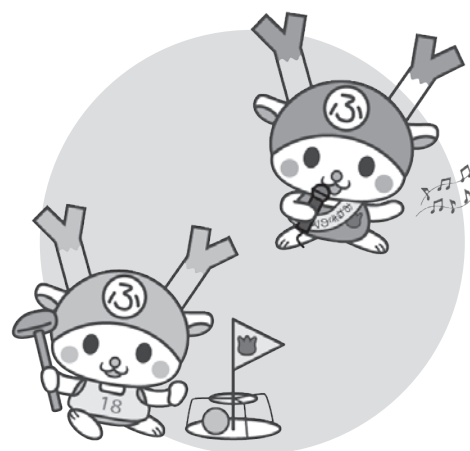
また、感染症の流行を踏まえ、日頃から手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を実践します。



基本目標2 高齢者の介護予防と社会参加を促進します

【施策ごとの指標】

施策	指標	内 容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
施策1 健康づくり・ 介護予防の 推進	介護予防に 取り組んでいる 高齢者の割合	介護予防に「すでに取り組んでいる」と回答した65歳以上の市民の割合 ※本計画策定のための市民アンケートより	46.5%	49.5%
施策2 地域の交流活動・社会参加 への支援	シニアの 交流機会の年間 延べ参加者数	ふれあいいきいきサロン・生き 生きシニア事業・元気ふっかつ 教室の延べ参加者数 ※総合計画まちづくり指標	9,751人 (見込み)	15,210人

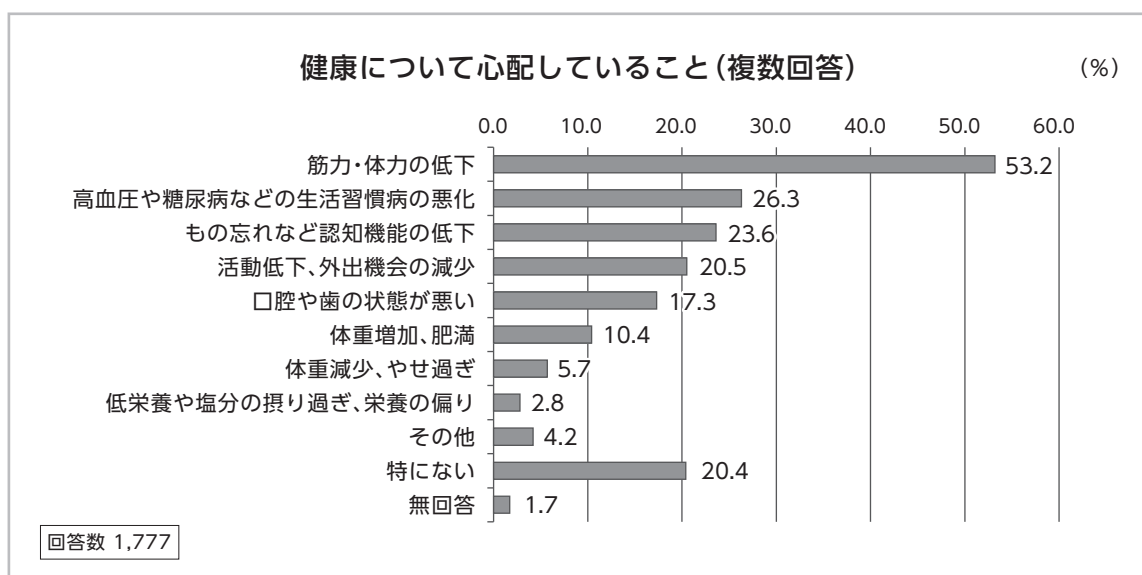
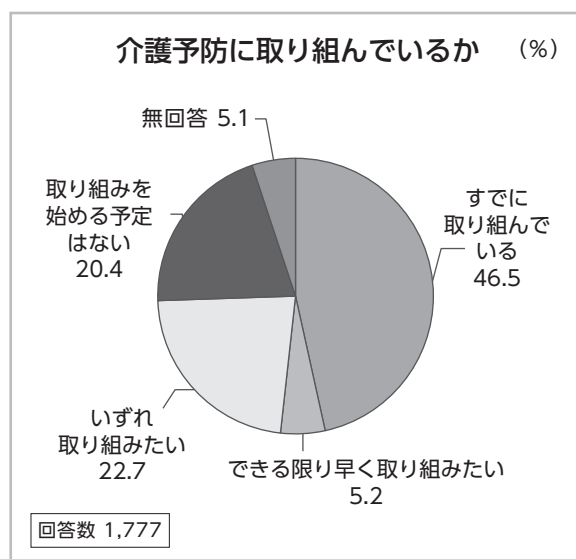


■施策1 健康づくり・介護予防の推進

【現状と課題】

全国的に平均寿命の延伸傾向が続いています。本格的な人生100年時代の到来を予感させ、老後を健やかに過ごすための準備の重要性が広く意識されるようになっていきます。心身ともに健やかであることは、個人のQOL¹²の向上を図る上で重要な要素であり、自立した生活を続ける上での基礎でもあることから、身体の状態に応じた生活習慣の見直し・改善を市民自ら進めていけるような正しい健康知識の周知・啓発、健康診査などの受診率向上が求められます。

アンケート結果では、健康について心配していることとして「筋力・体力の低下」(53.2%)が最も多くなっています。また、介護予防に取り組んでいるかたずねたところ、「すでに取り組んでいる」が46.5%となっているのに対し、「できる限り早く取り組みたい」が5.2%、「いずれ取り組みたい」が22.7%となっており、何らかの理由で介護予防に取り組めていない人が4人に1人以上となっています。



¹² クオリティ・オブ・ライフの略。生活や人生が豊かであるということの指標となる概念。物質的な豊かさだけでなく、生きがいや自己実現など精神的な満足度を重視した考え方。

【取組の方向性】

すべての人が自らの心身への関心を高め、必要な改善を図れるよう、健康診査の受診勧奨や健康づくりの支援などを行います。また、保健事業と介護予防の連携を図り、高齢者の介護予防を応援する体制を強化します。

【深谷市の取組】

◆健康づくり・介護予防の推進

①各種健(検)診(担当:保険年金課・保健センター)

生活習慣病を予防するため、国民健康保険に加入している40歳以上74歳以下の市民を対象とする特定健康診査や後期高齢者医療制度加入者を対象とする後期高齢者健康診査を実施します。

また、がんを早期発見し、早期治療につなげるため、がん検診を実施します。



②健康づくりの支援(担当:保健センター)

市民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、ライフステージに応じた健康づくりを気軽に実践できるような仕組みづくりや、栄養、運動、疾病などに関する正しい知識の普及・啓発を行います。

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(担当:保険年金課・長寿福祉課・保健センター)

地域ごとの特性や健康課題を分析し、高齢者に対し、保健事業と介護予防を一体的に実施します。

④介護予防教室・出前講座(地域リハビリテーション活動支援事業)の開催★
(担当:長寿福祉課)

介護予防に関する基本的な知識(運動・栄養・口腔ケア等)を身につけ、習慣化するための教室を実施します。また、出前講座として専門職を地域に派遣します。



(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。

**⑤介護予防サポーター(ふっかファイン)
養成講座の開催★(担当:長寿福祉課)**

高齢者の閉じこもりの防止や介護予防、地域における見守りや支え合いが図れるよう、「住民主体の通いの場」の立ち上げ、運営をする介護予防サポーター(ふっかファイン)を養成します。



**⑥住民主体の通いの場の運営支援★
(担当:長寿福祉課)**

歩いて通えるような場所(集会所や自治会館など)で、住民が主体となっておもりに使った体操(深谷ふっかつ体操)を週に1回、継続的に実施し、高齢者の閉じこもりの防止や介護予防、地域における見守りや支え合いが図れる「住民主体の通いの場」の立ち上げ、運営を支援します。

(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。



■施策2 地域の交流活動・社会参加への支援

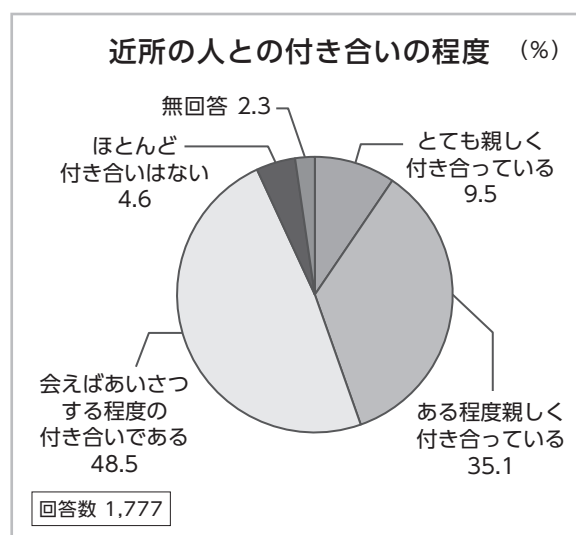
【現状と課題】

近年、インターネットの普及や生活様式の変容により、日常的に家族や地域の人との交流がなくても生活が成り立つようになっていきます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛が求められたこともあり、地域との関わりが少なくなっている人が増えていることが考えられます。

アンケート結果によると、近所の人との付き合いの程度は、「会えばあいさつする程度の付き合い」が48.5%を占めています。一方で、地域活動に「参加していない」と回答した人は全体の42.7%を占めています。

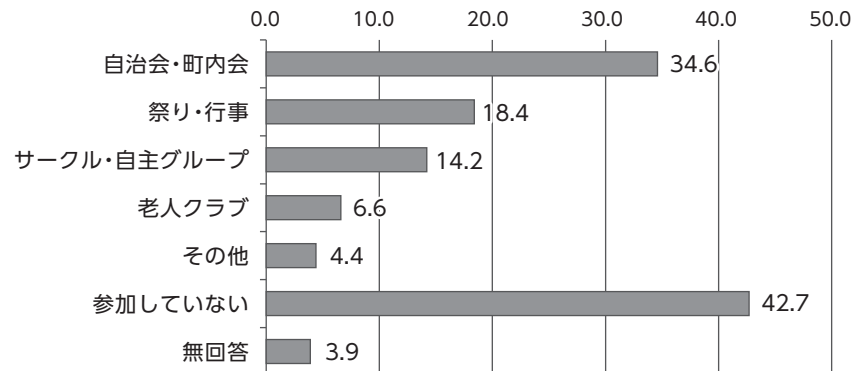
また、「生きがいを感じる」として、「友人や気のあった仲間との付き合い」を挙げる割合が46.0%、「趣味・娯楽の活動」を挙げる割合が35.7%と、自宅の外での活動に生きがいを感じる高齢者が多いことが見受けられます。

こうしたことから、地域の活動への参加機会を促進する取組を継続していく必要があります。さらに、定年の延長により、全国的に就労する高齢者は増加傾向にあります。高齢者が就労することは、収入による経済的なメリットを得るだけでなく、主体的に働くことで生きがいづくりや介護予防にもつながることが期待されます。すべての市民が高齢になっても地域で活躍できるよう就労機会の提供を図っていく必要があります。



参加している地域活動(複数回答)

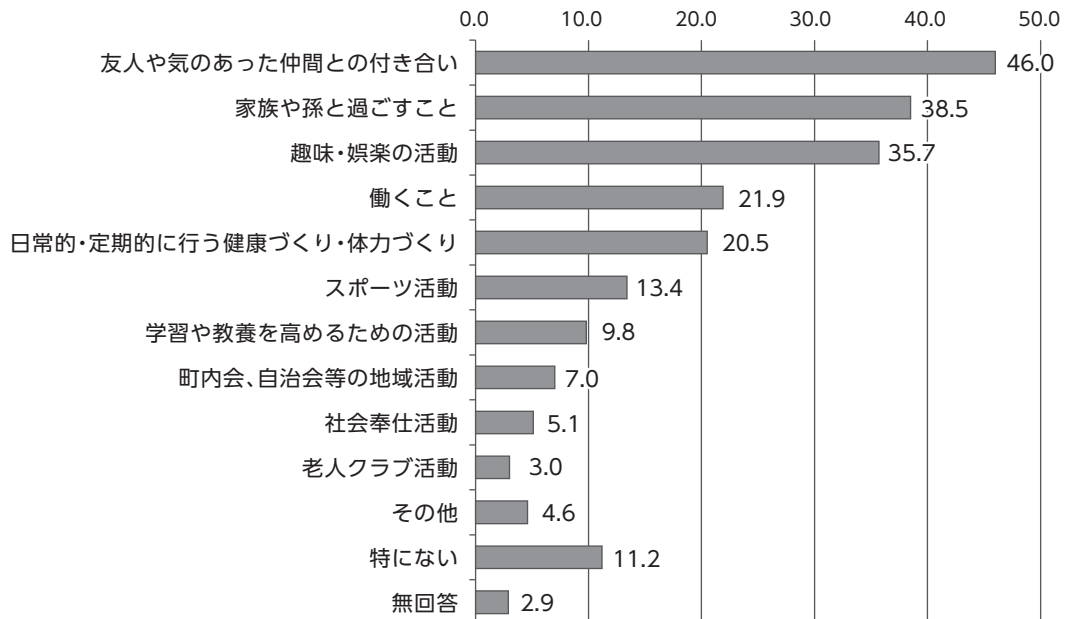
(%)



回答数 1,777

生きがいを感じること(複数回答)

(%)



回答数 1,777

【取組の方向性】

高齢者が身近な地域で行われる多様な活動に積極的に参加し、いきいきとした生活を送ることができるよう、住民主体の地域交流活動を支援します。

また、高齢者が主体的にボランティアや地域づくりに携わることができるよう、社会福祉協議会と連携して支援します。高齢者が地域とのつながりを喪失することなく、生きがいをもって暮らしていくことができる環境づくりを進めます。

【深谷市の取組】

◆地域の交流活動・社会参加への支援

①住民主体の通いの場の運営支援★【再掲】(担当:長寿福祉課)

歩いて通えるような場所(集会所や自治会館など)で、住民が主体となっておもりを使った体操(深谷ふっかつ体操)を週に1回、継続的に実施し、高齢者の閉じこもりの防止や介護予防、地域における見守りや支え合いが図れる「住民主体の通いの場」の立ち上げ、運営を支援します。

②老人クラブへの支援(担当:長寿福祉課・福祉政策課・社会福祉協議会)

社会奉仕事業、教養の向上事業、健康増進事業を実施している老人クラブ及び深谷市老人クラブ連合会に対し補助金を交付し、老人クラブ活動の運営・継続を支援します。

また、地域の高齢者を見守る仕組みづくりの一環として、一人暮らし高齢者等の見守りを行う老人クラブに補助金を交付し、活動を支援します。



③ボランティア活動の促進(担当:社会福祉協議会)

高齢者のボランティア活動の充実を図ることを目的に、ボランティアセンターにおいてボランティア活動に関する相談対応やあっせんなどを行います。

また、ボランティアグループの事業や研修等に対する助成、ボランティア研修会の開催、ボランティア講習会の開催、ボランティア活動保険補助を実施します。

(注)★は大里広域市町村圏組合(深谷介護保険事務所)が行う地域支援事業です(第5章を参照)。

④ふれあい・いきいきサロンへの支援 (担当:社会福祉協議会)

「ふれあい・いきいきサロン」とは、地域を拠点に、高齢者や障害者、子育て中の市民などとボランティアが協働で企画し、内容を決めてともに運営していく楽しい仲間づくりの活動です。

ふれあい・いきいきサロンが高齢者にとって気軽に集えるふれあいの拠点となるよう、助成金を交付するなど活動を支援します。



⑤生涯学習の推進(担当:社会福祉協議会)

深谷市老人クラブ連合会の主催事業として、高齢者を対象に、健康増進や教養向上のための学習やレクリエーションを行う「シルバー教室」を実施し、生涯学習の推進を図ります。

⑥生涯スポーツ・文化活動の推進 (担当:社会福祉協議会)

地域における交流・ふれあいの場を提供するため、高齢者スポーツ大会(グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ワナゲ、マグダーツ)、文化作品展、芸能の集いを開催する深谷市老人クラブ連合会等に補助金を交付し、活動を支援します。



⑦老人福祉センターの運営(福寿荘) (担当:長寿福祉課)

老人福祉センター福寿荘では、60歳以上の高齢者を対象に、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供し、高齢者の健康と生きがいの増進を図ります。入浴施設があるほか、カラオケや健康増進器具等を設置しています。

⑧世代間交流センターの運営(はたらふれあい館)(担当:長寿福祉課)

市民交流活動、子育て支援活動、高齢者福祉活動またはこれに準ずる活動を行う団体に対し施設の貸出しを行うなど、世代間交流、子育て支援活動及び高齢者等の市民の生きがいづくりを支援します。

⑨高齢者慶祝(担当:長寿福祉課)

長寿を祝う事業として、最高齢者慶祝事業(毎年男女各1名が対象)、100歳記念事業、白寿(99歳)・米寿(88歳)記念事業を実施します。また、75歳以上の高齢者に記念品を贈呈します。



⑩シルバー人材センターの活用(担当:商工振興課)

シルバー人材センターにおいて、市内に居住する原則60歳以上の働く意欲のある人に、臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を提供することにより、生きがいの充実や福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりを推進します。市はセンターに対し補助金を交付します。



⑪シニア世代への就業支援 (担当:商工振興課・農業振興課)

シニア世代の雇用環境の充実によりその活躍の場を広げ、生活の経済的な安定と地域活力の向上を図るため、シニア世代への就業支援事業を実施します。また、就農相談や農機具購入などの補助を実施します。

第5章 地域支援事業

第1節 地域支援事業の概要

地域支援事業とは、介護保険法第115条の45に規定する、高齢者の介護予防・重度化防止に向けた取組をするとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものです。

大分類	中分類	小分類
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	①介護予防・生活支援サービス事業 要支援1・2の人、事業対象者(基本チェックリスト該当者)を対象に、多様なサービスを提供します。訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから構成されています。
		②一般介護予防事業 介護予防に関する基本的な知識を身につけ、習慣化することで、高齢者の介護予防・重度化防止を図ります。
	包括的支援事業	③地域包括支援センターの運営 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療など様々な相談に対応します。 ●総合相談支援業務 ●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ●権利擁護業務 ●介護予防ケアマネジメント業務
		④在宅医療・介護連携推進事業 医療と介護の関係者の連携推進や医療と介護に係る相談対応及び普及啓発に取り組みます。
		⑤生活支援体制整備事業 多様な主体の参画を得ながら、日常生活を支える生活支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図ります。
		⑥認知症総合支援事業 認知症の早期発見・対応への支援や認知症に関する正しい知識の普及啓発など総合的な支援を行います。
		⑦地域ケア会議 専門職とともに自立支援に向けた個別事例の検討を行い、個別課題の解決方法を学び、支援者同士のネットワーク構築をするほか、地域課題の抽出及び解決に向けた検討・政策提言を行います。
	任意事業	⑧任意事業 介護保険事業の安定化を図るとともに、介護者に対する支援を行います。

第2節 地域支援事業の実施

介護保険事業は、大里広域市町村圏組合が保険者として実施し、申請や受付に関する業務は、組合とすべての介護保険事務所が行います。地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に関する業務（地域支援事業）は、市町の意向を尊重し、熊谷・深谷・寄居介護保険事務所で企画・立案・調整・実施を行うなど、業務分担することにより効率化を図っています。

（再掲）

取 組	内 容	該 当※
【基本目標1 施策1】 高齢者配食サービス	在宅のひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行います。	⑧
【基本目標1 施策2】 地域包括支援センター での総合相談支援	地域包括支援センターにおいて、介護をはじめ、権利擁護、健康、福祉、医療、生活に関する様々な相談に対応します。また、地域包括支援センターの市民への周知を図ります。	③
【基本目標1 施策2】 家族介護者教室 (ケアラー支援)の開催	介護をしている人に対し、適切な介護知識やサービスの利用方法などの情報提供を行います。	⑧
【基本目標1 施策2、3】 家族のつどい (ケアラー支援)の開催	介護をしている人が、不安や心配事などを共有できる仲間づくりができるよう支援します。	⑧
【基本目標1 施策2】 地域ケア会議の開催	専門職とともに自立支援に向けた個別事例の検討を行い、個別課題の解決方法を学び、支援者同士のネットワーク構築をするほか、地域課題の抽出及び解決に向けた検討、政策提言を行います。	⑦
【基本目標1 施策2】 医療・介護連携の推進	ICTを活用し、医療と介護の関係者の連携を推進するとともに、ACP(人生会議)の普及啓発に取り組みます。	④
【基本目標1 施策2】 深谷寄居在宅医療連携室 での相談支援	深谷寄居在宅医療連携室において、高齢者や医療・介護の関係者からの在宅医療についての相談に応じるとともに、関係者間の連携を支援します。	④
【基本目標1 施策2】 生活支援体制整備事業 の推進	住民主体の活動をはじめとした多様な主体によるサービス(地域資源)の充実に向けて、生活支援コーディネーターが地域づくりを支援します。また、これらの地域資源情報を集約し、Webサイト等で情報を公開します。	⑤

※該当欄の○数字は地域支援事業の概要(P38)の表の小分類の○数字に該当します。

取 組	内 容	該 当※
【基本目標 1 施策 3】 認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員が、認知症に関する相談支援や、認知症の人を支える体制づくりのほか、認知症に関する正しい知識の普及啓発などを行います。	⑥
【基本目標 1 施策 3】 認知症サポーター養成講座の開催	認知症についての正しい知識、接し方などについて学ぶ認知症サポーター養成講座を開催します。	⑥
【基本目標 1 施策 3】 チームオレンジの育成支援	認知症サポーターからさらに一歩進み、認知症の人の困りごとのお手伝いや見守り、話し相手などを行うボランティアチームである「チームオレンジ」の育成を支援します。	⑥
【基本目標 1 施策 3】 認知症カフェの活動支援	認知症の人とその家族が気軽に集える場として、認知症カフェの活動を支援します。	⑥
【基本目標 1 施策 3】 認知症簡易チェックシステムの活用促進	スマートフォン等を使用し、気軽に認知症のリスクをチェックできるシステムの活用を促進します。	⑥
【基本目標 1 施策 3】 認知症初期集中支援チームによる支援	認知症初期集中支援チームが、認知症の人やその家族に対し、早期診断、早期対応に向けた支援を行います。	⑥
【基本目標 1 施策 3】 徘徊高齢者等探索システム	認知症の高齢者などが位置情報を発信する端末機を所持することにより、行方がわからなくなった時に、家族による高齢者の早期発見につなげます。	⑧
【基本目標 1 施策 5】 買い物困難者への支援	移動販売車の運行支援など、食料品等の日常の買い物が困難な高齢者に対する支援を行います。	⑤
【基本目標 2 施策 1】 介護予防教室・出前講座 (地域リハビリテーション活動支援事業)の開催	介護予防に関する基本的な知識(運動・栄養・口腔ケア等)を身につけ、習慣化するための教室を実施します。また、出前講座として専門職を地域に派遣します。	②
【基本目標 2 施策 1】 介護予防サポーター (ふっかファイン) 養成講座の開催	高齢者の閉じこもりの防止や介護予防、地域における見守りや支え合いが図れるよう、「住民主体の通いの場」の立ち上げ、運営をする介護予防サポーター(ふっかファイン)を養成します。	②
【基本目標 2 施策 1、2】 住民主体の通いの場の運営支援	歩いて通えるような場所(集会所や自治会館など)で、住民が主体となっておもりに使った体操(深谷ふっかつ体操)を週に1回、継続的に実施し、高齢者の閉じこもりの防止や介護予防、地域における見守りや支え合いが図れる「住民主体の通いの場」の立ち上げ、運営を支援します。	②

※該当欄の○数字は地域支援事業の概要(P38)の表の小分類の○数字に該当します。

第6章 計画の推進

第1節 高齢者福祉施策の総合的な推進のための体制づくり

(1) 庁内連携の強化

地域における高齢者福祉施策の総合的な推進を図るためには、庁内の関係部局の連携を一層強化し、保健・福祉の一体的な施策を実施することが大切です。超高齢社会においては、高齢者福祉施策は本市の重要課題であり、総合計画や地域福祉計画などと連動して、これまで以上に全庁的な対応が必要となることから、関係部門と連携を図りながら課題に迅速に対応できる体制を構築します。

(2) 社会福祉協議会との連携

地域福祉の増進を図ることを目的として、地域における様々な福祉課題を地域社会の協働により解決できるよう、社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

(3) 関係機関、関係団体及び事業者との連携強化

保健・福祉・医療・介護などの各関係機関が連携し、支援を必要とする高齢者のニーズの把握や適切なサービスの提供を行うとともに、情報交換や各サービスなどの調整を図ります。

また、地域における関係団体や事業者との連携を強化し、高齢者の見守りなどの地域活動への協力支援を図ります。

第2節 計画の点検と評価

本計画の点検と評価にあたっては、PDCAサイクル(計画:Plan、実行:Do、評価:Check、改善:Action)を活用します。

各事業の進捗状況を毎年度把握して進捗管理を行い、「深谷市高齢者保健福祉委員会」において、報告、協議を行うことにより評価し、必要に応じて計画を見直すことで改善を図ります。

第7章 資料編

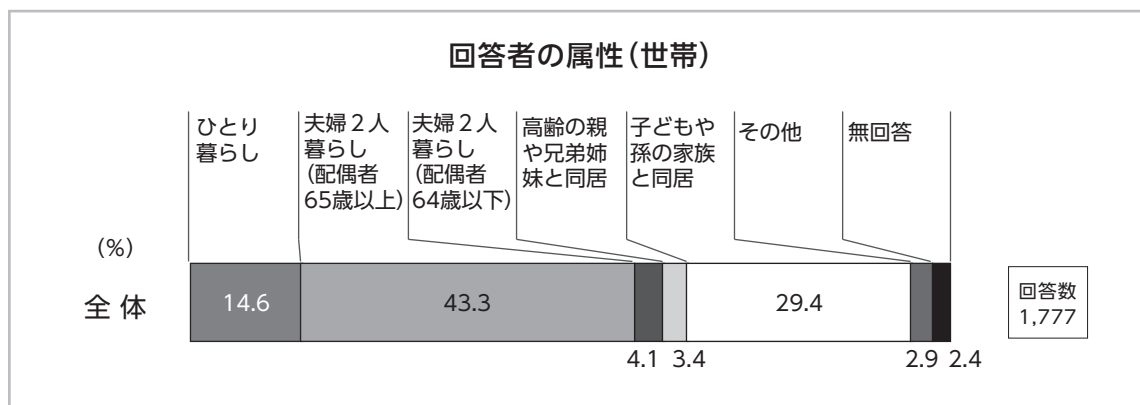
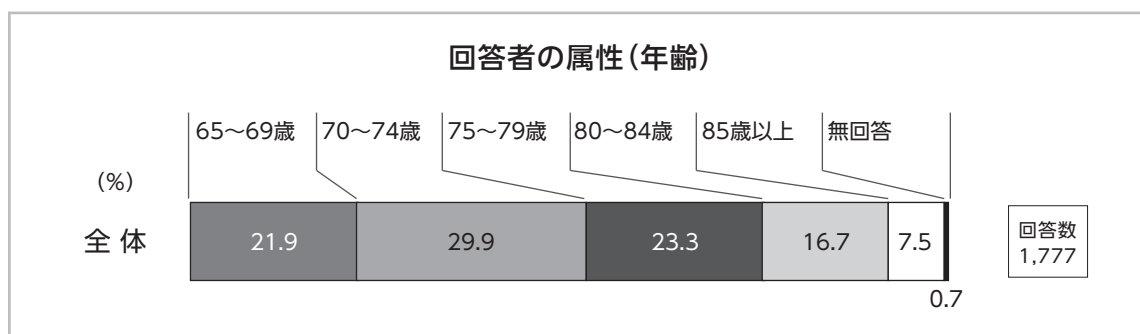
第1節 計画の策定経過

年 月 日	実 施 内 容	
令和5年 5月23日	令和5年度 第1回深谷市高齢者 保健福祉委員会	○議事 (1) 深谷市高齢者福祉計画の概要及び策定 スケジュールについて (2) 深谷市高齢者福祉計画策定のためのア ンケート調査について
令和5年 6月12日～30日	「深谷市高齢者福祉計画」 策定のため的高齢者に 関するアンケートの実施	(1) 調査対象…65歳以上の市民(住民基本 台帳より無作為抽出) (2) 配布数…3,000票 (3) 有効回収数…1,777票 (4) 有効回収率…59.2%
令和5年 8月23日	令和5年度 第2回深谷市高齢者 保健福祉委員会	○議事 (1) 第1回深谷市高齢者保健福祉委員会 での検討事項について (2) 深谷市高齢者福祉計画策定のためのア ンケート調査結果について (3) 深谷市高齢者福祉計画(令和3年度～令 和5年度)の令和4年度進捗状況及び今 後の方向性について
令和5年 11月1日	令和5年度 第3回深谷市高齢者 保健福祉委員会	○議事 (1) 深谷市高齢者福祉計画(令和6年度～令 和8年度)素案について
令和5年 12月18日～ 令和6年 1月8日	パブリックコメント の実施	(1) 対象者 …市内に在住、在勤、在学する者 (2) いただいた意見の数 …0件
令和6年 1月30日	令和5年度 第4回深谷市高齢者 保健福祉委員会	○議事 (1) 深谷市高齢者福祉計画(令和6年度～令 和8年度)(案)に対する意見募集(パブ リックコメント)の結果について (2) 深谷市高齢者福祉計画(令和6年度～令 和8年度)最終案について

第2節 市民アンケートの結果（概要）

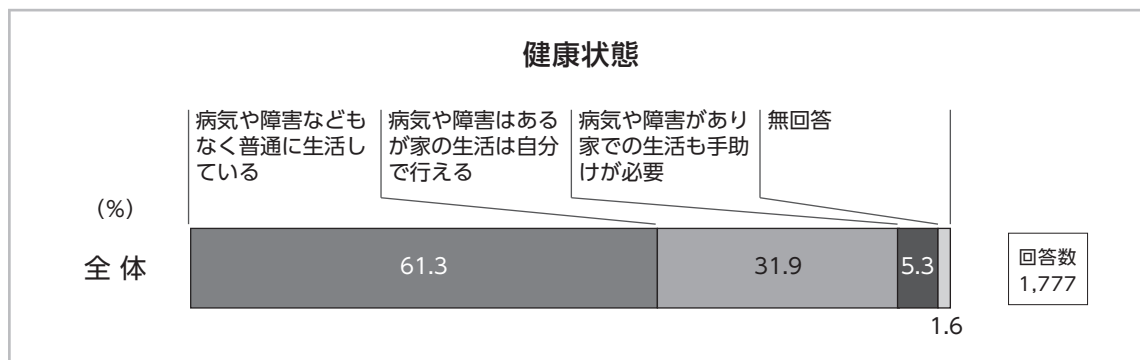
（1）回答者の属性

回答者の主な属性は以下のとおりです。

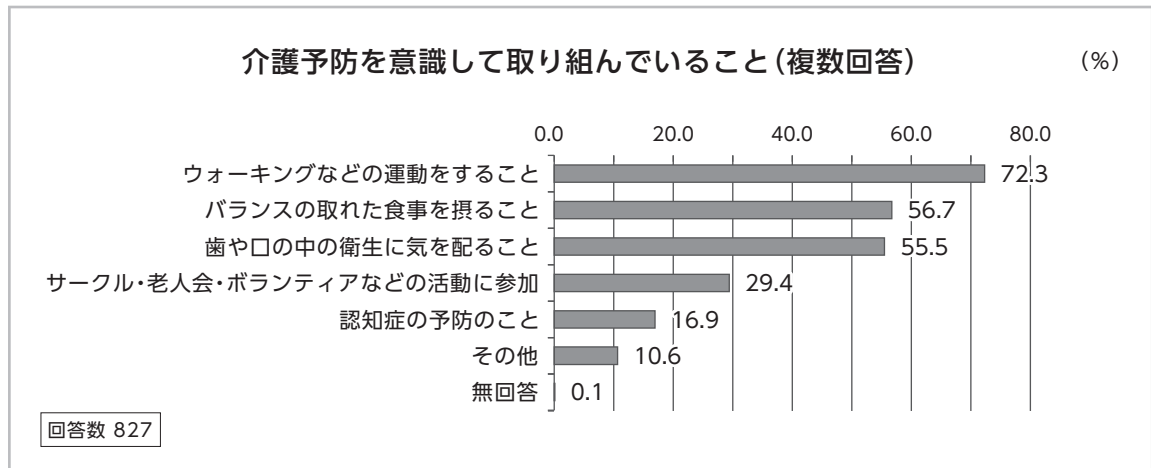


（2）健康・介護予防について

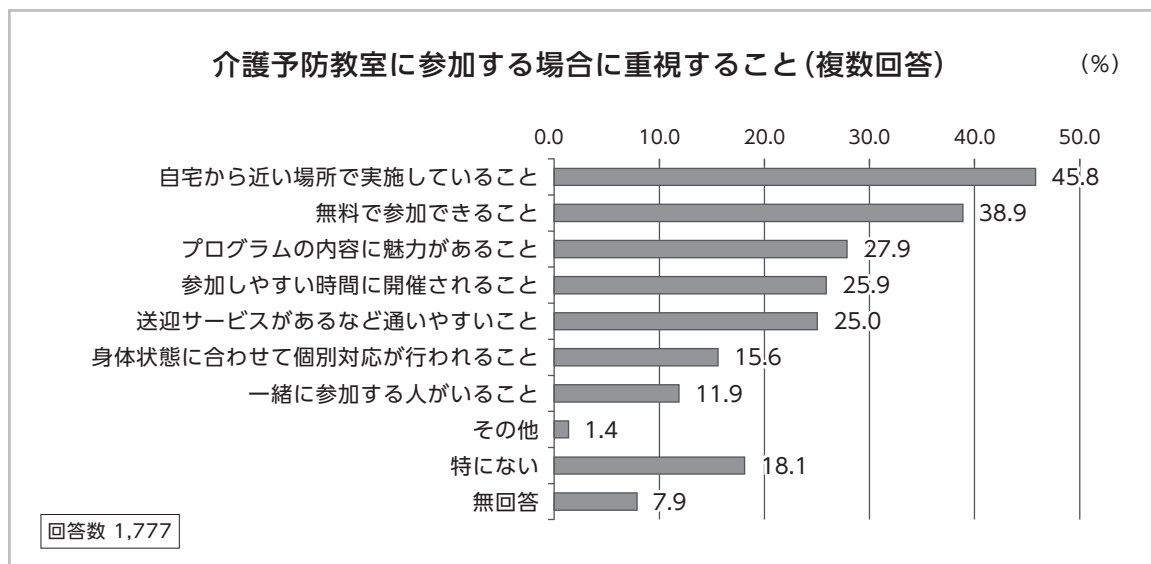
健康状態については「病気や障害などもなく普通に生活している」が61.3%、「病気や障害はあるが家の生活は自分で行える」が31.9%を占めています。



介護予防を意識して取り組んでいることについては、「ウォーキングなどの運動をすること」が最も多く、次いで「バランスの取れた食事を摂ること」、「歯や口の中の衛生に気を配ること」などが多くなっています。



介護予防事業に参加する場合に重視することについては、「自宅から近い場所で実施していること」が最も多く、市民の身近な地域で介護予防事業を行うことが参加を促進していく上で大切であることがうかがえます。

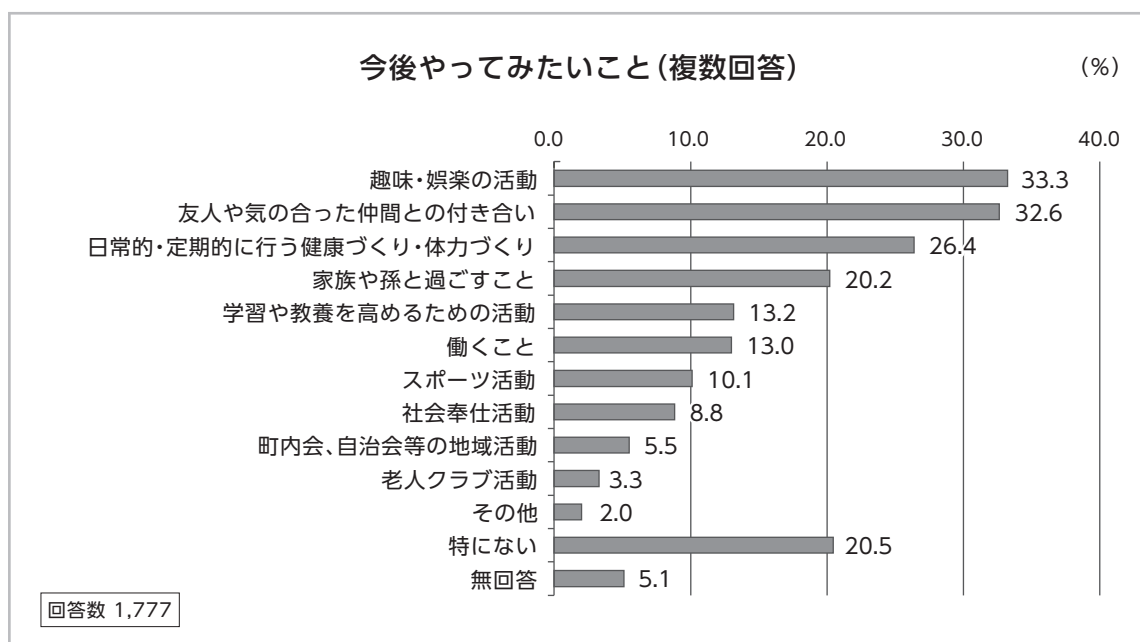


(3) 就労・社会参加について

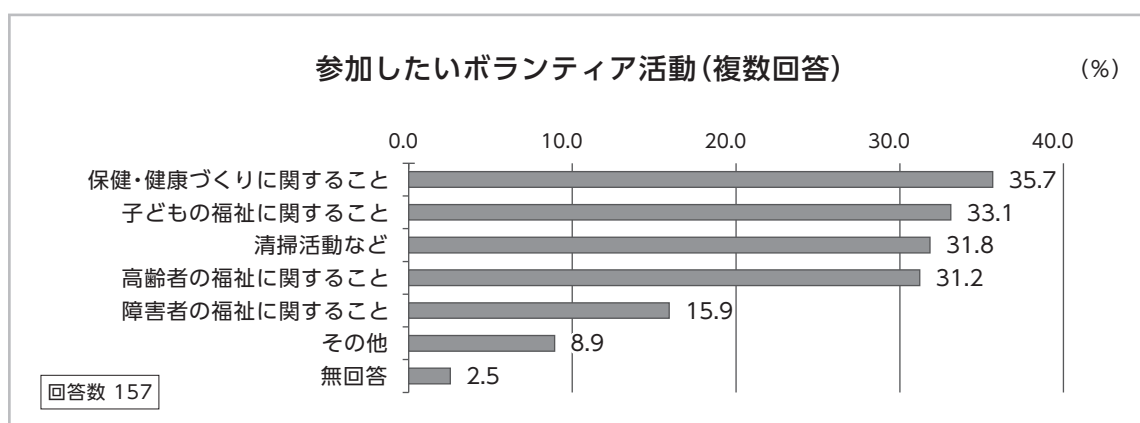
「仕事をしている」と回答した人は全体の 33.1%を占めています。



今後やってみたいことについては、「趣味・娯楽の活動」が最も多く、「友人や気のあった仲間との付き合い」、「日常的・定期的に行う健康づくり・体力づくり」などが続きます。



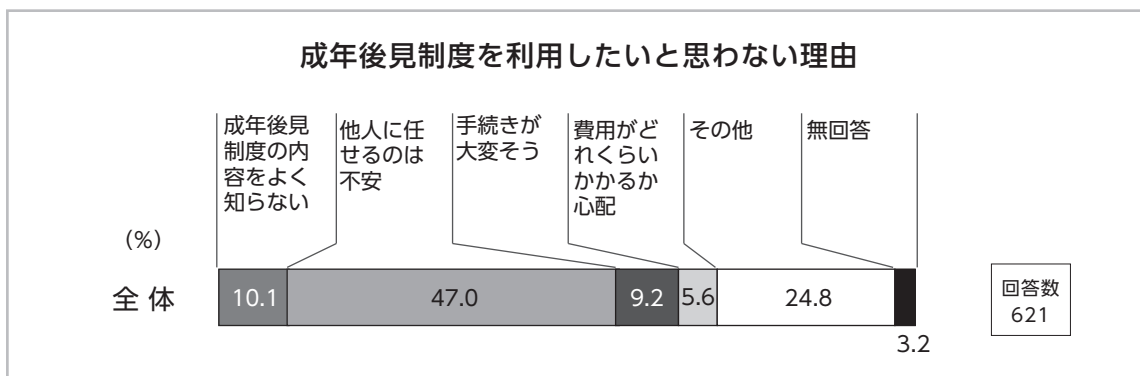
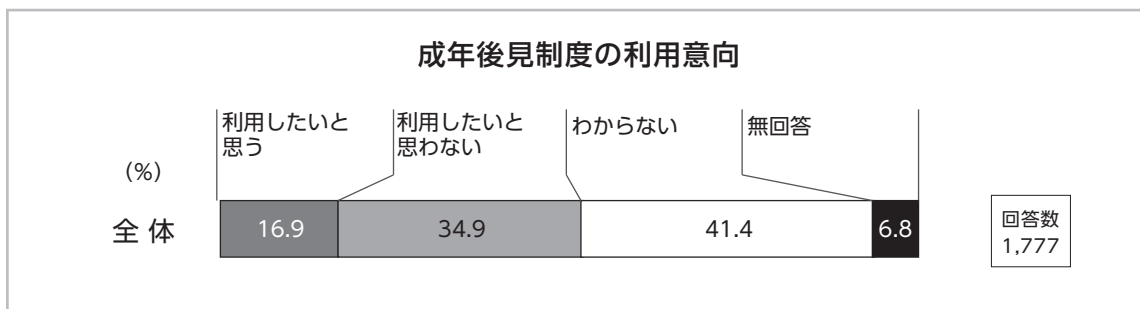
参加したいボランティア活動については、「保健・健康づくりに関すること」が最も多く、「子どもの福祉に関すること」、「清掃活動など」が続いています。



(4) 成年後見制度について

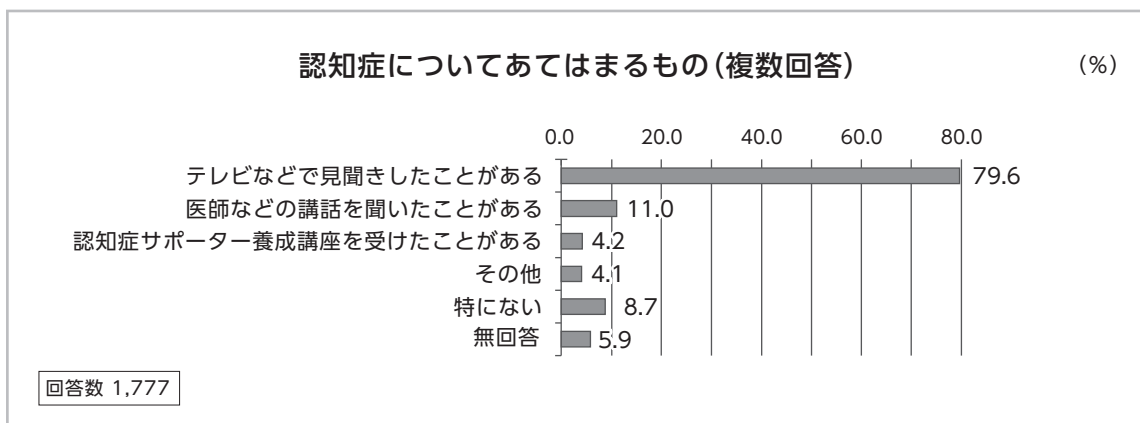
成年後見制度を「利用したいと思う」と回答した人は全体の16.9%にとどまっています。

成年後見制度を利用したいと思わない理由については、「他人に任せるのは不安」が全体の47.0%を占めています。

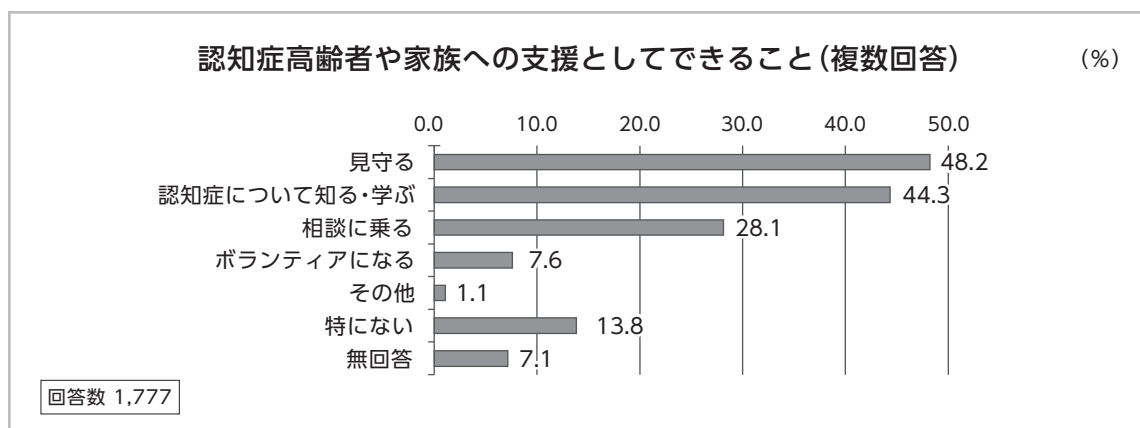


(5) 認知症について

認知症についてあてはまるものについては、「テレビなどで見聞きしたことがある」が最も多く、次いで「医師などの講話を聞いたことがある」、「認知症サポーター養成講座を受けたことがある」の順となっています。



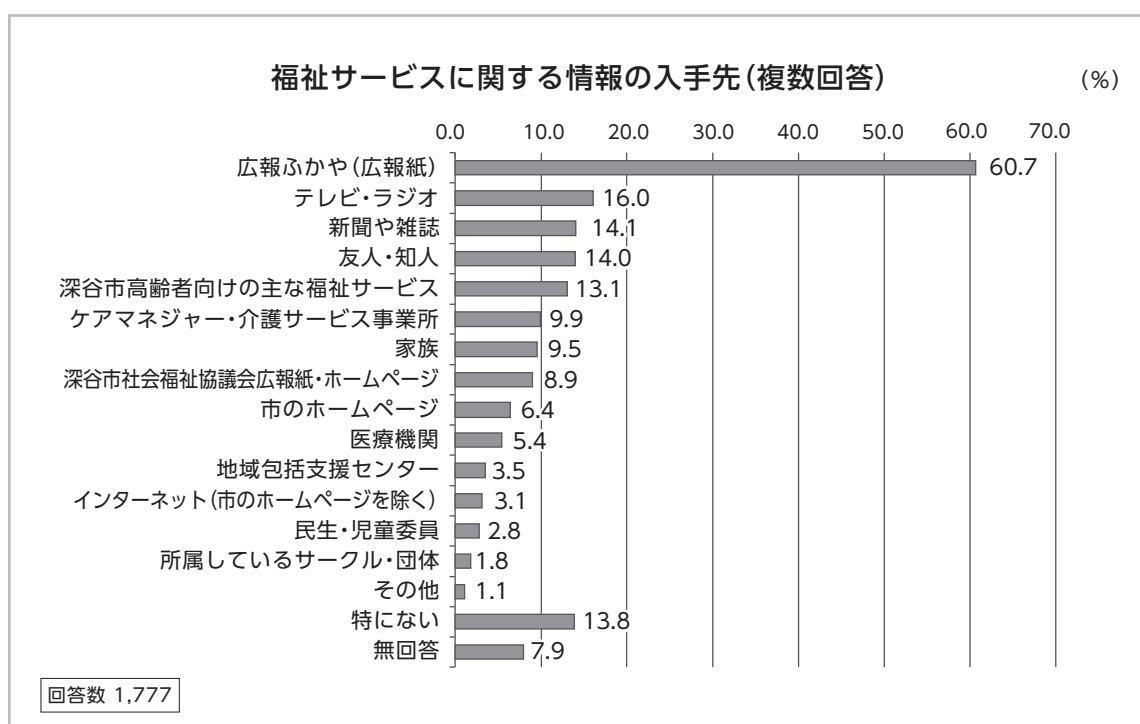
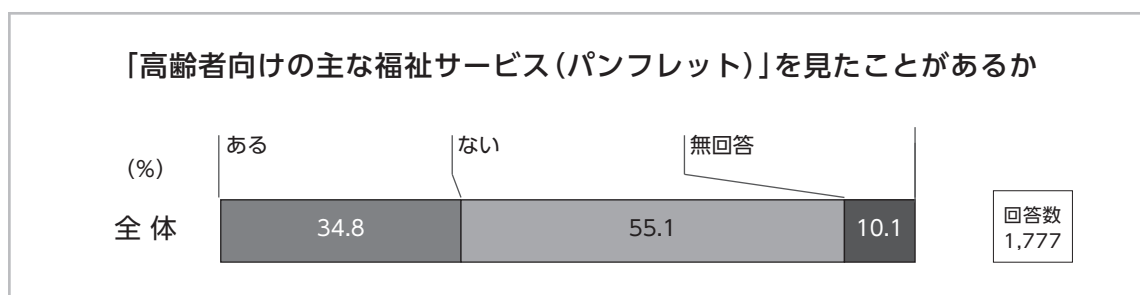
認知症高齢者や家族への支援としてできることについては、「見守る」が最も多く、次いで「認知症について知る・学ぶ」、「相談に乗る」、「ボランティアになる」の順となっています。



(6) 高齢者福祉について

「高齢者向けの主な福祉サービス(パンフレット)」を見たことがあるかについては、「ない」が6割弱を占め、「ある」が3割強となっています。

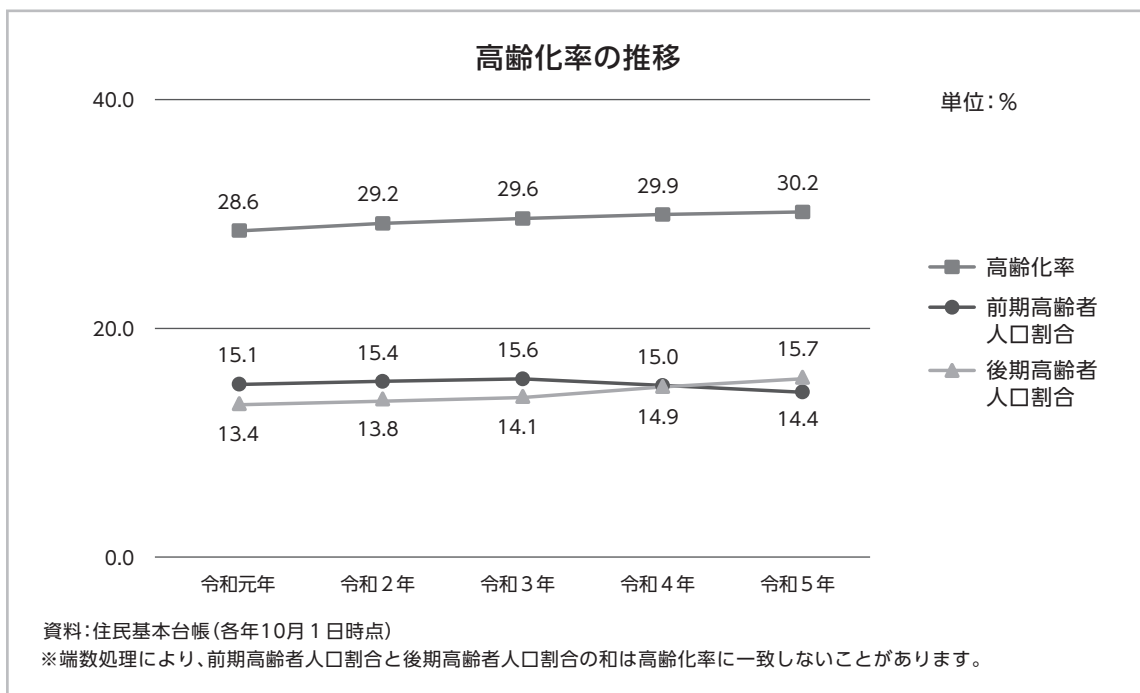
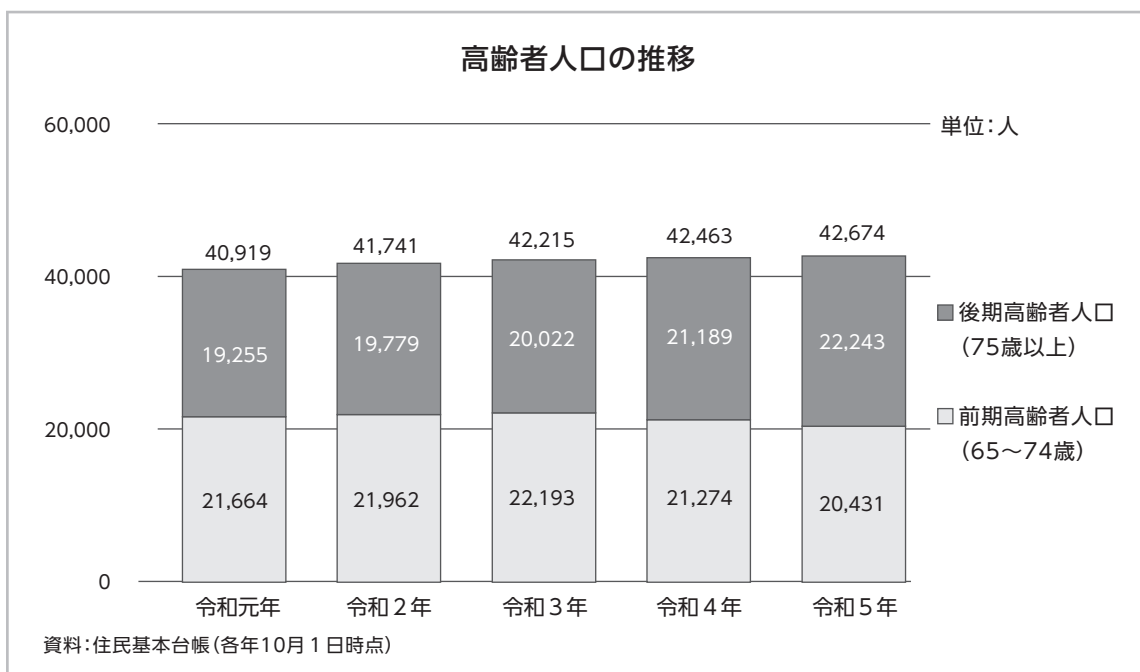
また、福祉サービスに関する情報の入手先は、「広報ふかや(広報紙)」が6割を占めています。



第3節 統計データ

本市の高齢者人口の推移について、令和3年を境に、前期高齢者人口は減少傾向で推移していますが、後期高齢者人口は令和5年までの2年間で約2,000人以上増加しています。

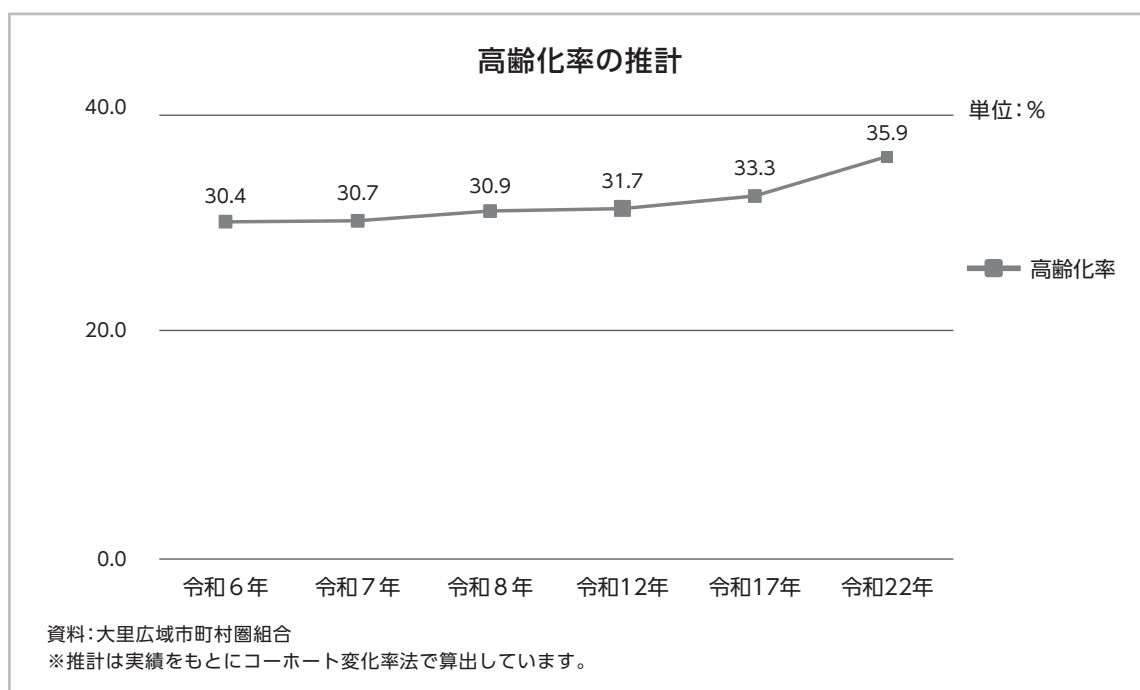
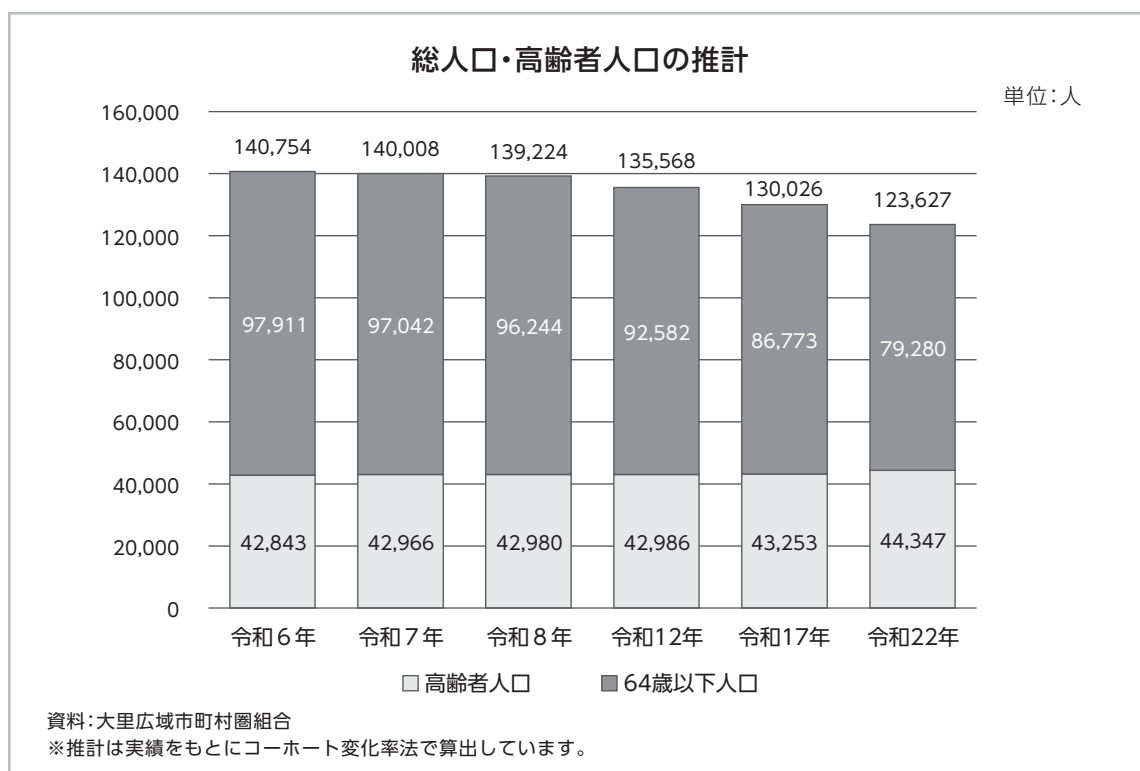
なお、後期高齢者の増加に伴い、高齢化率も上昇傾向が続いています。



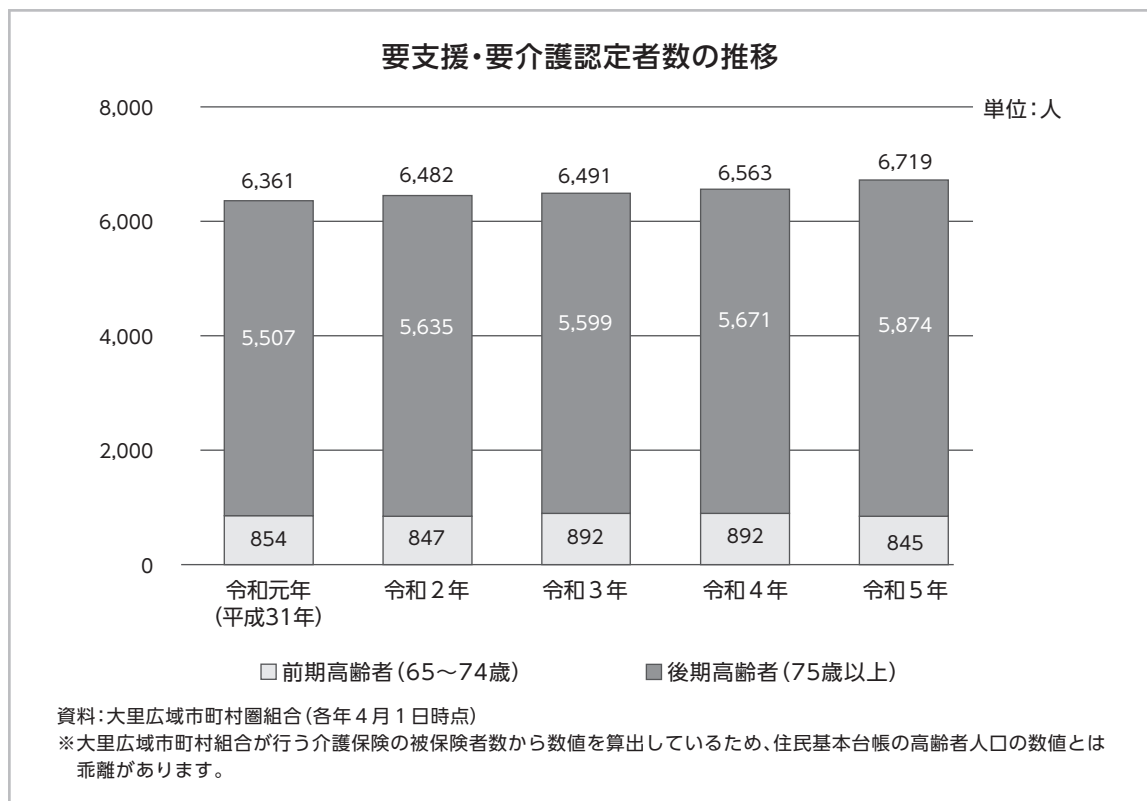
本市の総人口は14万人台で推移してきましたが、今後減少していくことが見込まれ、令和22年には12万人台になる見込みです。

一方、高齢者人口は4万人台で推移しており、今後も微増傾向になることが見込まれています。

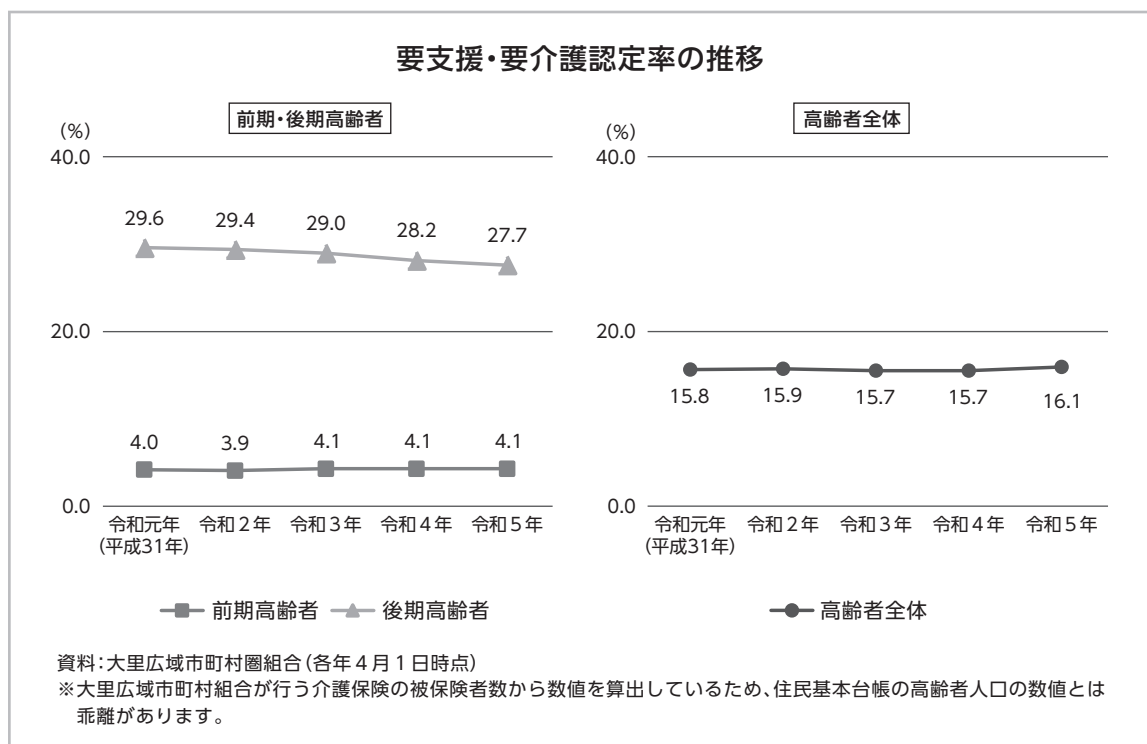
人口が減る一方、高齢者人口の微増傾向が続くため、高齢化率は上昇し、令和6年の30.4%から、令和22年には35.9%に上昇することが見込まれています。



本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、令和元年以降、微増傾向で推移し、令和5年においては6,719人となっています。



本市の要支援・要介護認定率の推移について、前期高齢者は令和元年以降、4.0%前後を推移していますが、後期高齢者は29.6%から減少傾向で推移し、令和5年には27.7%まで減少しています。なお、高齢者全体でみると16.0%前後を推移しています。



第4節 深谷市高齢者保健福祉委員会設置条例

深谷市高齢者保健福祉委員会設置条例

平成18年1月1日条例第136号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第2条の基本的理念にのっとり、本市における高齢者保健福祉施策に関する計画立案及びその実施が円滑かつ適切に行われることに資するため、深谷市高齢者保健福祉委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 深谷市老人保健福祉計画の見直しに関すること及び見直し計画の立案に関すること。
- (2) その他高齢者保健福祉施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 介護保険事業所の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(7)まで 略

(8) 第6条の規定 平成25年2月23日

第5節 深谷市高齢者保健福祉委員会委員名簿

(任期:令和5年2月21日～令和8年2月20日)

代表区分	役職名	職名	氏名
1. 介護保険 被保険者を 代表する者	副委員長	深谷市老人クラブ連合会代表	中山 保
	委員	深谷市国民健康保険運営協議会代表	安藤 巳喜夫
	委員	市民公募	民谷 久雄
	委員	市民公募	根岸 光男
	委員	市民公募	畠中 正夫
	委員	市民公募	除村 敦子
2. 関係団体の 代表者	委員	深谷寄居医師会代表	小暮 太郎
	委員	深谷寄居歯科医師会代表	中島 章富
	委員	深谷市薬剤師会代表	中里 範子
	委員	深谷市民生委員児童委員協議会代表	大谷 かをる
3. 介護保険 事業所の 代表者	委員長	老人福祉施設代表	神戸 章
	委員	老人保健施設代表	大谷 政春
	委員	深谷市介護支援専門員連絡協議会代表	川上 浩徳
4. 関係行政機関 の職員	委員	埼玉県北部福祉事務所長	飯田 朋宏

(敬称略)

深谷市高齢者福祉計画

〔令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〕

発行 令和6年3月

企画・編集 深谷市 福祉健康部 長寿福祉課

住所 〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

TEL 048-574-6645(直通)

FAX 048-574-6667

E-mail kaigo@city.fukaya.saitama.jp



渋沢栄一翁 新一万円札

2024年7月発行予定